

宇和島市一般廃棄物処理基本計画

～「美しい自然と共存し、快適に住み続けられるまち」の実現を目指して～

ココロまじわうトコロ



宇和島
uwajima

2023年10月

目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画改定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画の期間.....	3
第2章 宇和島市の概況	4
第1節 地理的・地域的特性.....	4
第2節 気候的特性.....	5
第3節 土地利用状況.....	6
第4節 河川の水質現況.....	6
第5節 人口・世帯数の推移.....	7
第6節 産業の動向.....	9
第3章 ごみ処理基本計画	11
第1節 一般廃棄物処理の現況.....	11
第2節 ごみ処理基本計画の策定.....	24
第4章 生活排水処理基本計画	41
第1節 基本方針.....	41
第2節 生活排水処理の現状.....	41
第3節 生活排水の処理主体及び処理体系.....	42
第4節 処理形態別人口の予測.....	43
第5節 し尿処理の状況.....	44
第6節 し尿・浄化槽汚泥処理計画.....	47

第1章 計画の概要

第1節 計画改定の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で策定が規定されている一般廃棄物処理における市のマスタープランであり、目標年次を10年から15年先において、概ね5年ごとに見直しをすることとされています。本市においては、2012年度に策定（2018年度改訂）した現行計画に基づき、分別収集の実施等によるごみの減量化・資源化を進めてきましたが、より一層ごみを減量するため新たな目標の設定や施策などを検討し、さらには、長期的なごみ発生量の推計に基づき、廃棄物行政のあり方の整理を行う必要があります。このため、住民・事業者・行政が一体となった取組を推進し、循環型社会の実現を図るため、本計画を改定します。

1. 本市のごみ処理の動向

本市の一般廃棄物処理は、家庭ごみの収集、中間処理及び資源物の収集並びにし尿処理に大別されます。一般廃棄物の中間処理は、宇和島地区広域事務組合環境センター（以下、「広域環境センター」という。）において、し尿処理は、宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センター（以下、「広域汚泥再生処理センター」という。）において行っています。これらの施設は、愛媛県が策定した「愛媛県ごみ処理広域化計画」に基づき、ごみ処理施設の広域化・集約化を推進するため、宇和島地区広域事務組合によって設置されたものです。

2. 国の動向

政府は、2018年6月に策定した「第4次循環型社会形成推進基本計画」において、今後懸念される課題と近年の対応を踏まえ、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などの中長期的な方向性を掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。（表1-1-1）

また、プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっている背景から、2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、同年12月に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を改正し、2020年7月1日から全国全ての小売業者に対してレジ袋の有

料化を義務付けることとしました。

さらに、2021年6月には、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、プラスチックの資源循環の促進に取り組んでいます。

食品廃棄物に関しても、その発生抑制、減量化と再生利用を目的とする「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づき、2019年7月に、新たな基本方針を策定するとともに、同年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、事業系食品ロスの量を2030年までに2000年度比で半減させることを目標としています。

表 1-1-1 第4次循環型社会形成推進基本計画の取組指標

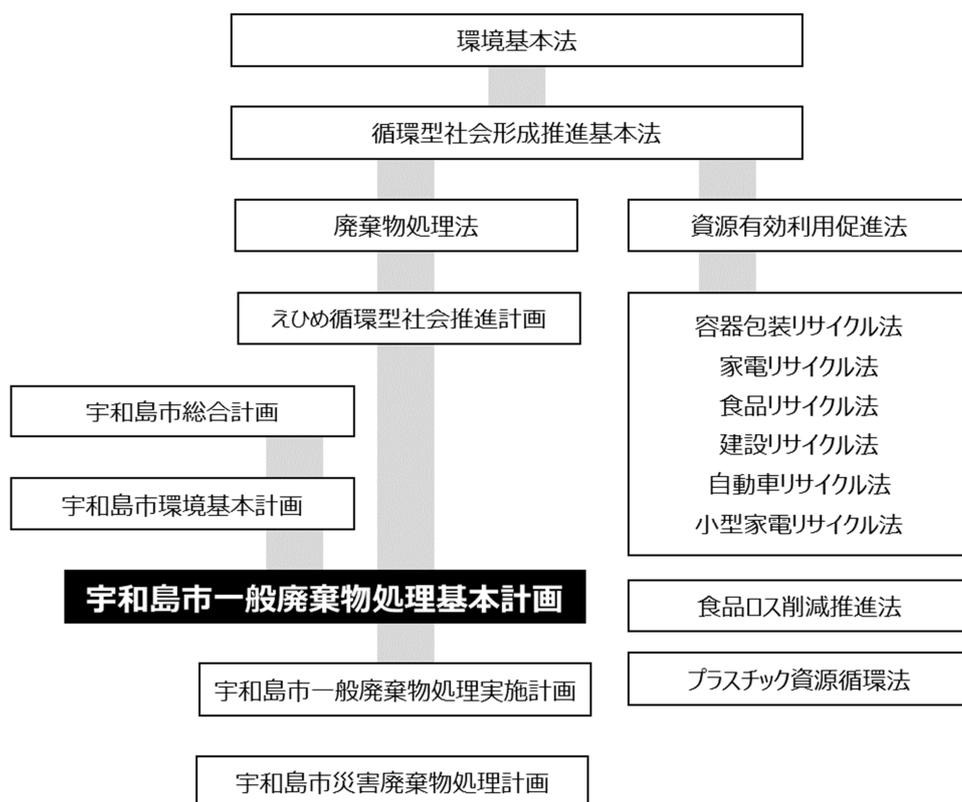
目標年度	取組指標	目標値
2025年度	1人1日当たりのごみ排出量	約 850 g / 人 / 日
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約 440 g / 人 / 日
	事業系ごみ排出量※	約 1,100 万トン

※事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることなどから、1事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について指標とされている。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく法定計画です。策定に当たっては、法律や愛媛県の「えひめ循環型社会推進計画」はもとより、「宇和島市総合計画」、「宇和島市環境基本計画」等との整合を図り、長期的・総合的な視点のもと、本市における一般廃棄物処理を計画的に推進するための基本方針を示します。

図1-2-1 本計画の位置付けと関連計画等との関係



第3節 計画の期間

本計画は、概ね5年毎に見直すこととしていますが、現行計画は、2012年度から2026年度を全体計画期間としていることから、今回の改訂においても2026年度を目標年度とします。この目標年度は、宇和島市環境基本計画の目標年度と一致することとなります。

年度	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
計画期間	計画策定					改定						改定			目標年度

第2章 宇和島市の概況

第1節 地理的・地域的特性

本市は、愛媛県の西南部に位置し、北は西予市、東は鬼北町、松野町、高知県四万十市及び宿毛市、南は愛南町と接し、西は宇和海に面しています。

宇和海沿岸は、入江と半島が複雑に交錯する、変化に富んだ典型的なリアス海岸が続き、足摺宇和海国立公園に指定されており、藤原純友の本拠地として名高い日振島をはじめとする5つの有人島と多くの無人島があります。

西側を除く三方は急峻な山々に囲まれ、起伏の多い複雑な地形となっており、沿岸部の平野や内陸部の盆地に市街地や集落が点在しています。

河川の多くは宇和海に注いでいますが、三間川は日本最後の清流・四万十川に合流し、高知県へ流れています。

有人島を含めた東西が38.15km、南北が34.94kmあり、面積は468.19平方kmで、そのうち森林が約70%を占めています。

気候は、瀬戸内地区と太平洋沿岸地区の中間に位置して、年平均気温は16～17℃で四季を通じて温暖であり、降水量は夏期に多く、梅雨前線の影響や台風の通過が多い年では年間2,500mmを超えることもあります。また、西側が豊後水道に面し、東側に1,000メートル級の高峰が連なることから、冬期は北西の季節風が吹き、海岸部と山間部では気温や降水量の差がみられ、山間部では積雪や結氷も見られるさまざまな気候をあわせもっています。

[宇和島市の位置]

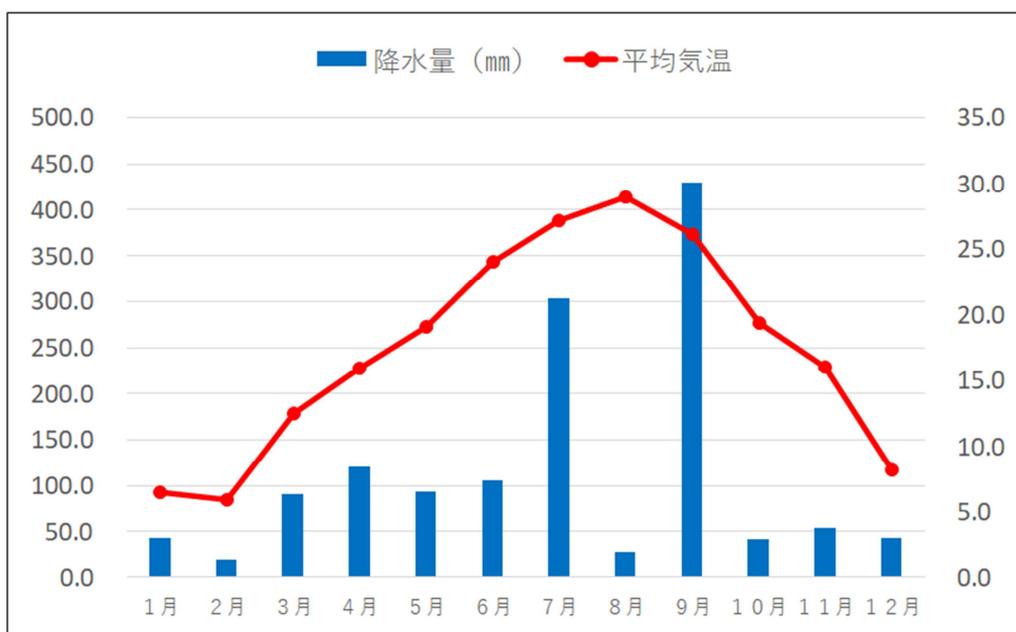


第2節 気候的特性

気候は、本市全体において四季を通じて温暖な気候で、宇和島特別地域気象観測所における2022年の気温及び降水量の測定結果は、表2-2-1に示すとおりです。最高気温は8月の36.4℃が最も高く、最低気温は2月の-1.5℃が最も低くなっており、年間の平均は17.5℃です。また、降水量は9月が429mmと最も多く、次いで7月が303mmとなっており、年間降水量は1362.5mmという状況です。

表2-2-1 2022年の気温及び降水量

月	気温 (℃)			降水量 (mm)
	最高	平均	最低	
1月	14.8	6.5	-0.7	42.0
2月	14.8	5.9	-1.5	17.5
3月	24.4	12.5	0.4	89.5
4月	26.7	15.9	3.8	120.5
5月	28.5	19.1	9.2	93.5
6月	34.5	24.0	15.4	105.0
7月	35.1	27.2	22.5	303.0
8月	36.4	29.0	22.2	26.0
9月	34.8	26.1	14.9	429.0
10月	31.0	19.4	8.6	40.5
11月	24.7	16.0	8.9	53.0
12月	18.8	8.2	0.6	43.0
年間	年平均 27.0	年平均 17.5	年平均 8.7	年間降水量 1362.5

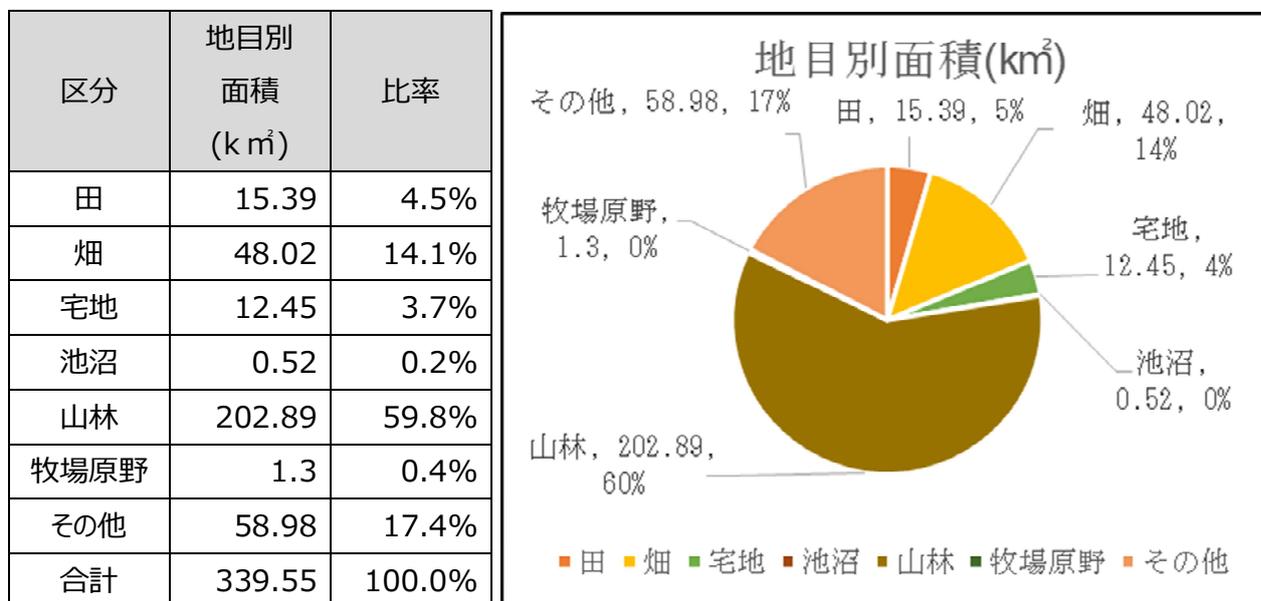


資料) 気象庁 HP (2022年実績)

第3節 土地利用状況

本市の地目別土地面積は、表2-3-1に示すとおりで、山林が最も多く全体の約60.0%を占めており、次いで畑（14.1%）、田（4.5%）となっています。

表2-3-1 地目別土地面積



資料) 令和3年愛媛県統計年鑑(2020年10月1日現在)

第4節 河川の水質現況

県が発行している「愛媛県環境白書(令和4年版)」より、市内の主な水域の令和3年度の水質測定結果を表2-4-1に、環境基準を表2-4-2に示しています。これを見るとpH、DO、BODとSSは環境基準を満足しているものの、大腸菌群数は、環境基準よりも高い傾向となっています。

表2-4-1 2021年度の水質測定結果

水域	測定地点名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
三間側水域	泉橋	A	7.7~8.5	11.0	0.6	3	42,000
岩松川水域	三島	A A	6.9~7.3	9.2	0.6	1	5,200
	清重橋下流	A A	7.4~7.7	9.6	<0.5	1	4,500

注) pH: 水素イオン濃度 DO: 溶存酸素量 BOD: 生物化学的酸素要求量 SS: 浮遊物質量

資料) 令和3年度公共用水域の水質測定結果

表 2-4-2 生活環境の保全に関する環境基準

類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
A A	6.5~8.5	7.5以上	1以下	25以下	50以下
A	6.5~8.5	7.5以上	2以下	25以下	1000以下
B	6.5~8.5	5以上	3以下	25以下	5000以下
C	6.5~8.5	5以上	5以下	50以下	-

第5節 人口・世帯数の推移

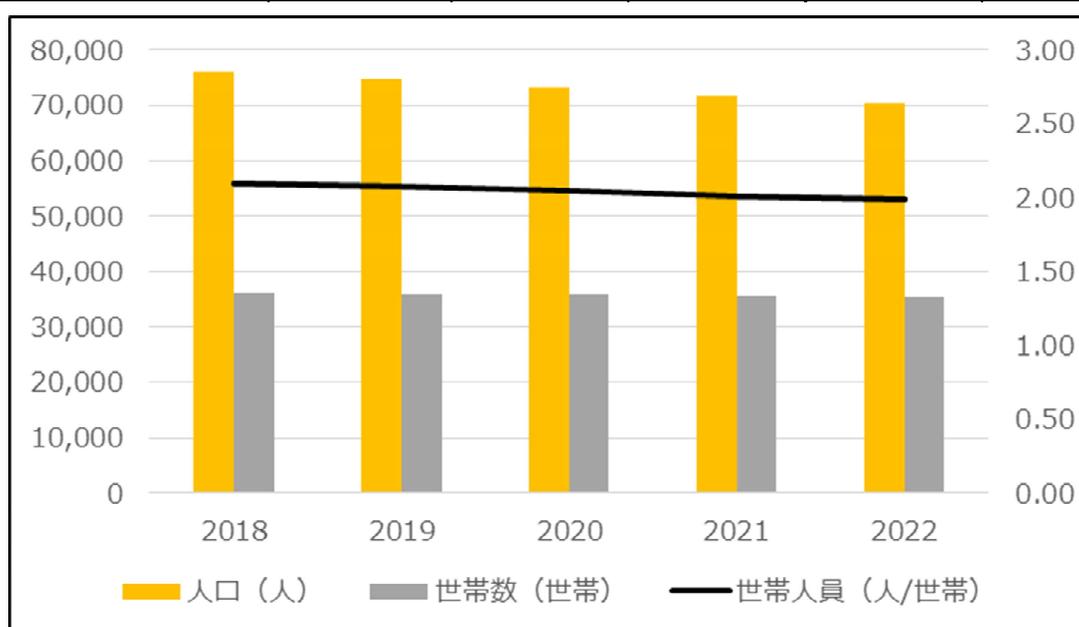
1. 人口及び世帯数の分布

本市の人口は、2018年から2022年の10月1日現在の推移をみると、表2-5-1に示すとおり、2022年10月1日現在70,337人で、2018年に比べ5,742人（7.5%）減少しています。

また、世帯数も近年減少傾向にあり、2022年10月1日現在35,408世帯で、2018年に比べ861世帯（2.4%）減少しています。1世帯あたりの人数も2022年10月1日現在で1.99人、2018年に比べ、0.11人（5.3%）減少しています。

表 2-5-1 人口及び世帯数の動態

区分 \ 年度	2018	2019	2020	2021	2022
人口（人）	76,079	74,750	73,367	71,723	70,337
世帯数（世帯）	36,269	36,063	35,899	35,622	35,408
世帯人員（人/世帯）	2.10	2.07	2.04	2.01	1.99

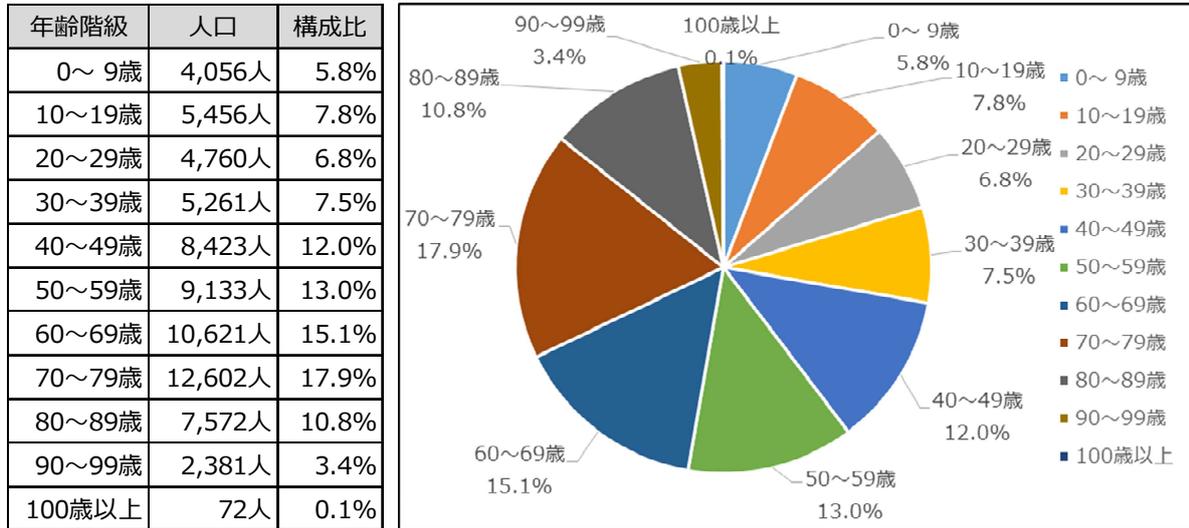


資料) 住民基本台帳 各年10月1日現在

2. 年齢階級別人口

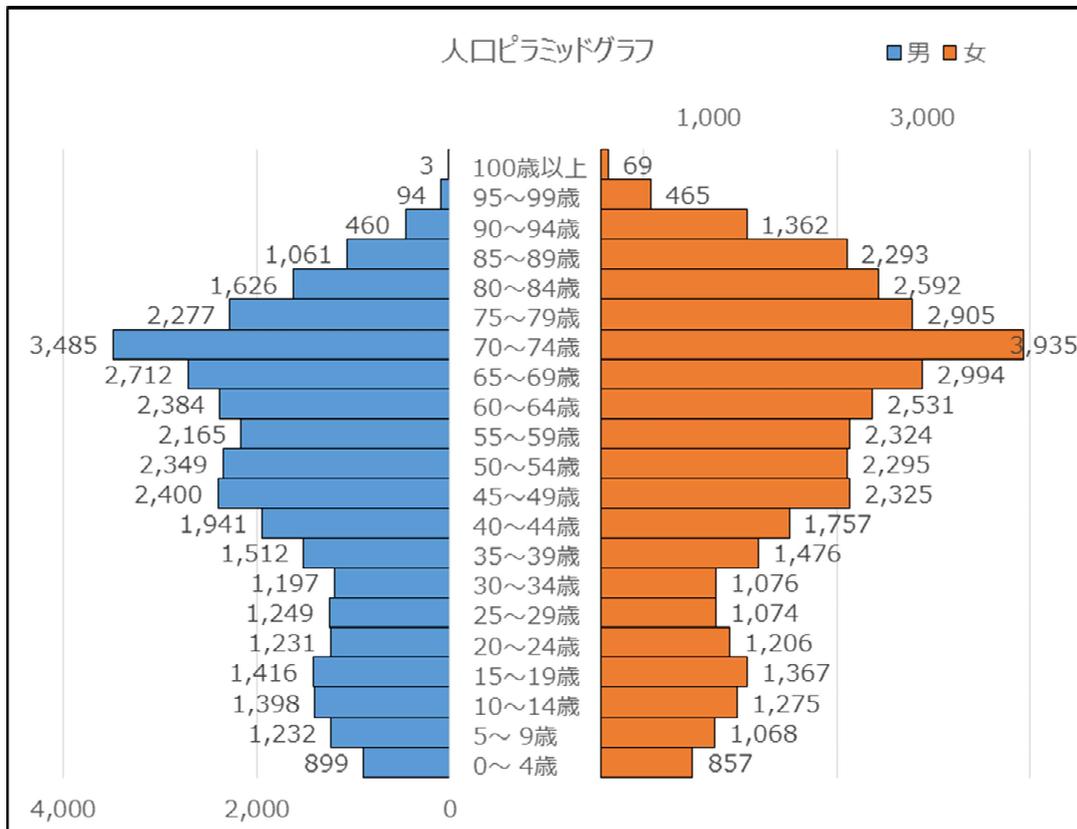
本市の2022年10月1日現在の年齢階級別人口は、表2-5-2に示すとおりで、70～79歳が最も多く、全体の17.9%を占めており、次いで60～69歳が15.1%、50～59歳が13.0%となっています。

表2-5-2 年齢階級別人口



資料) 2022年10月1日現在 住民基本台帳

参考 年齢階級別（5歳ごと）人口



第6節 産業の動向

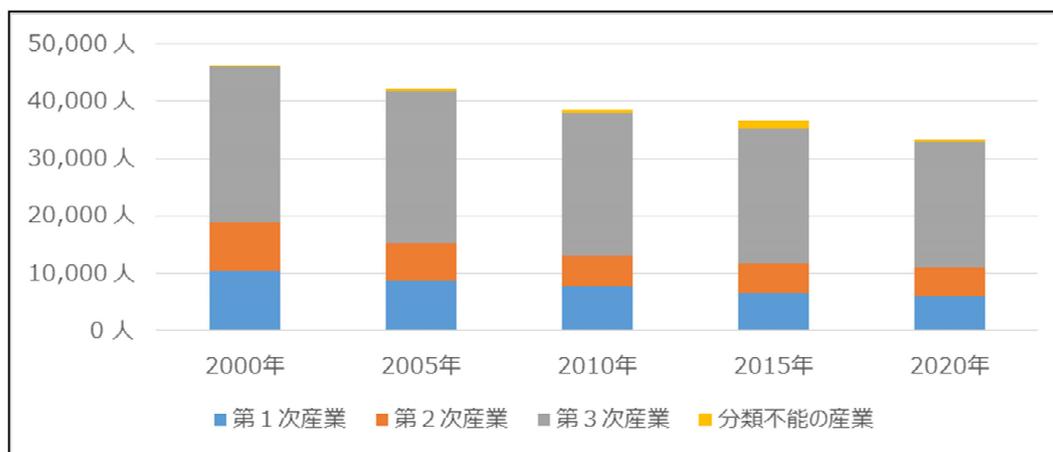
1. 産業別就業人口

本市の産業別就業人口は表2-6-1に示すとおりです。人口の減少に伴い、全体的に減少傾向となっておりますが、その中で第3次産業の割合が、2000年の58.81%から2020年では66.47%に増加しています。

表2-6-1 産業別就業人口 (単位：人)

区分	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
第1次産業	10,222 22.20%	8,509 20.16%	7,534 19.50%	6,593 17.98%	5,949 17.89%
農業	5,471	5,056	4,795	4,135	3,740
林業	111	74	109	113	113
漁業	4,640	3,379	2,630	2,345	2,096
第2次産業	8,657 18.80%	6,780 16.06%	5,336 13.81%	5,142 14.02%	4,878 14.67%
鉱業	13	2	3	4	4
建設業	4,465	3,828	2,686	2,481	2,459
製造業	4,179	2,950	2,647	2,657	2,415
第3次産業	27,076 58.81%	26,589 62.98%	25,015 64.76%	23,387 63.77%	22,105 66.47%
電気・ガス・熱供給・水道業	380	221	234	225	183
運輸・通信業	2,072	1,711	1,688	1,502	1,422
卸売・小売・飲食業	10,302	10,035	7,076	7,606	6,890
金融・保険業	968	8,583	785	726	672
不動産業	171	235	302	369	351
サービス業	11,294	11,931	13,489	11,612	11,200
公務	1,889	1,603	1,441	1,347	1,387
分類不能の産業	82 0.18%	338 0.80%	745 1.93%	1,550 4.23%	326 0.98%
合計	46,037	42,216	38,630	36,672	33,258

資料) 令和3年愛媛県統計年鑑(各年10月1日現在)



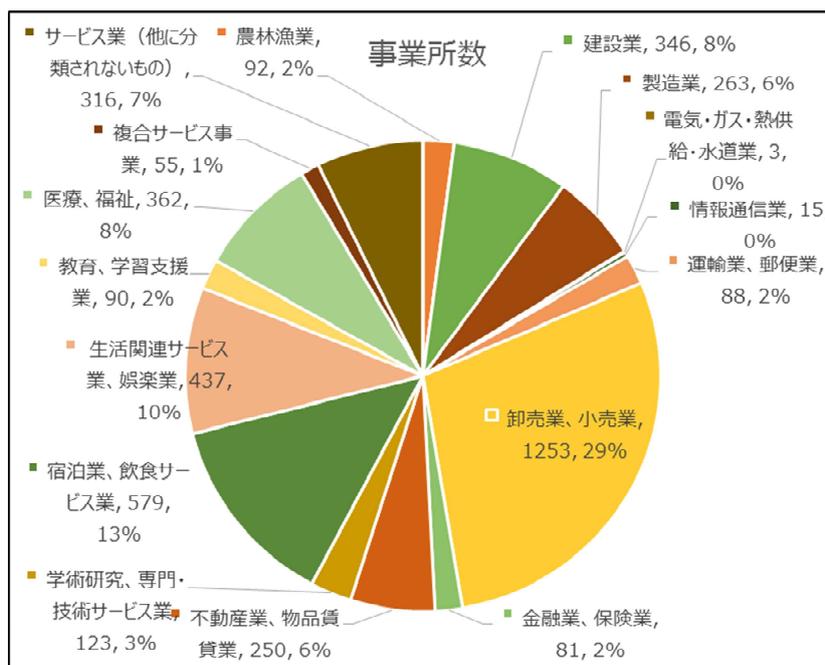
2. 事業所

本市の事業所数は表 2-6-2 に示すとおりで、2016 年 6 月 1 日現在では、「卸売業、小売業」が最も多く 28.8%を占めており、次いで「宿泊業、飲食サービス業」の 13.3%となっています。

表 2-6-2 事業所数

区分	事業所数	構成割合
農林漁業	92	2.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%
建設業	346	7.9%
製造業	263	6.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.1%
情報通信業	15	0.3%
運輸業、郵便業	88	2.0%
卸売業、小売業	1253	28.8%
金融業、保険業	81	1.9%
不動産業、物品賃貸業	250	5.7%
学術研究、専門・技術サービス業	123	2.8%
宿泊業、飲食サービス業	579	13.3%
生活関連サービス業、娯楽業	437	10.0%
教育、学習支援業	90	2.1%
医療、福祉	362	8.3%
複合サービス事業	55	1.3%
サービス業（他に分類されないもの）	316	7.3%
公務（他に分類されるものを除く）	0	0.0%
合計	4353	100.0%

資料) 令和 3 年愛媛県統計年鑑 (2016 年 6 月 1 日現在)



第3章 ごみ処理基本計画

第1節 一般廃棄物処理の現況

1. ごみ処理体系

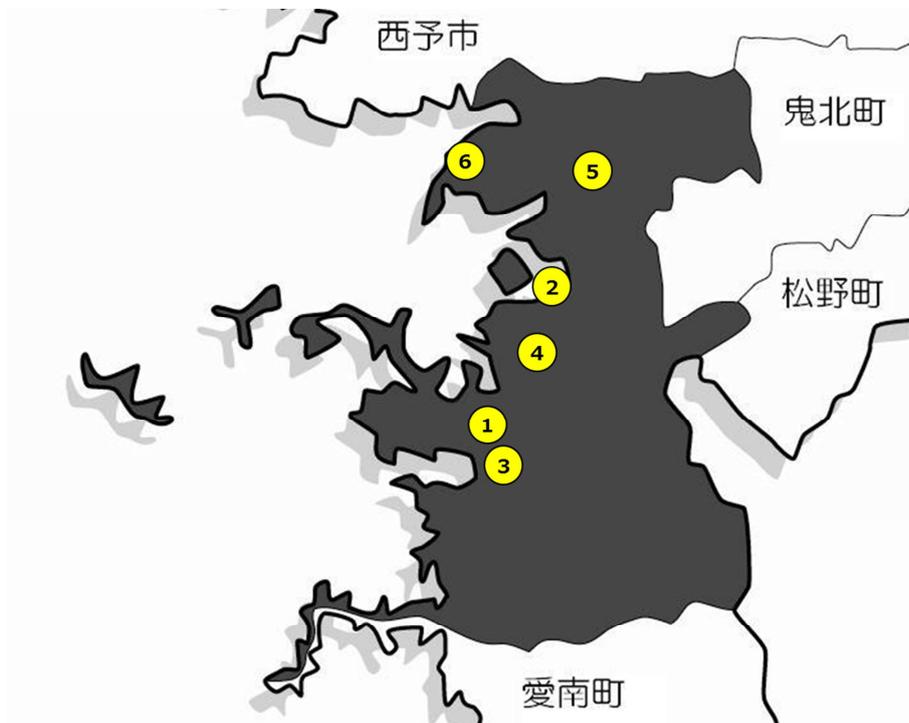
(1) ごみ処理の概要

本市のごみ処理は、収集・運搬については主に業者委託で行い、一部を市直営で行っています。中間処理は、広域環境センターで行っています。

また、最終処分は、宇和島市一般廃棄物最終処分場と蛇堀不燃物最終処分場で行っています。

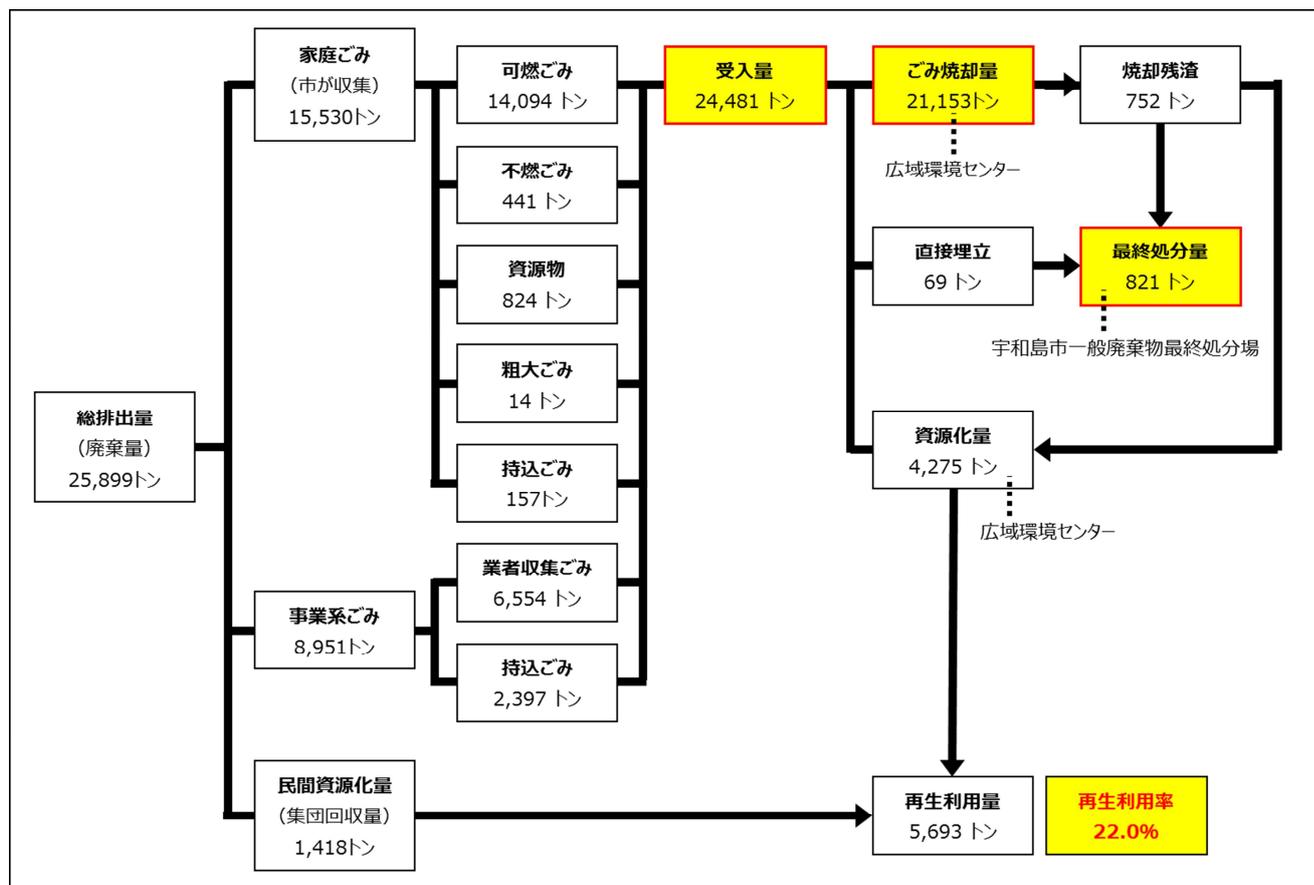
施設の位置は、図3-1-1に示すとおりで、本市におけるごみ処理・処分の体系は図3-1-2に示すとおりです。

図3-1-1 処理・処分施設の位置



名称	所在地	備考
① 広域環境センター	祝森	
② 広域汚泥再生処理センター	坂下津	
③ 宇和島市リサイクルセンター	津島町高田	
④ 宇和島市一般廃棄物最終処分場	保田	
⑤ 是能不燃物処理場	三間町是能	R4 年度埋立完了
⑥ 蛇堀不燃物最終処分場	吉田町河内	R5 再開

図 3-1-2 ごみ処理・処分の体系（令和 3 年度の処理状況）



2. 収集・運搬の状況

(1) 収集ごみ

生活系ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（古紙類、ペットボトル、びん・缶）、粗大ごみ、多量ごみに区分され、このうち、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（古紙類、ペットボトル、びん・缶）の収集を行っています。

また、道路や海岸・河川などで実施されるボランティア清掃によって集められたごみについては、申請等に基づき随時収集しています。

(2) 直接搬入ごみ

事業系一般廃棄物、生活系ごみ、粗大ごみ、多量ごみは、排出者等自らが市許可業者へ委託するほか広域環境センターへ直接搬入することができます。

(3) 収集ごみの排出、収集、運搬方法

収集ごみの排出、収集、運搬方法は、表 3-1-1 に示すとおりです。

表 3-1-1 排出、収集、運搬方法（令和 4 年度現在）

区分		排出方法	排出場所	収集回数	収集運搬
可燃ごみ		市指定ごみ袋 (燃えるごみ)	決められた場所	決められた日時	委託 吉田地区・三間地区は直営
不燃ごみ		市指定ごみ袋 (燃えないごみ)	決められた場所	決められた日時	委託 吉田地区・三間地区は直営
資源物	古紙類	ひもで縛る	決められた場所	決められた日時	直営
	ペットボトル	市指定ごみ袋 (ペットボトル)	決められた場所	決められた日時	委託 吉田地区・三間地区・津島地区は直営
	空き缶	市指定ごみ袋 (びん・缶)	決められた場所	決められた日時	委託 吉田地区・三間地区は直営 一部資源回収団体
	ガラスびん	市指定ごみ袋 (びん・缶)	決められた場所	決められた日時	委託 吉田地区・三間地区は直営
	廃乾電池	収集ボックス	市が指定する場所	随時	—
	廃蛍光管・ 水銀ごみ				
廃食用油					
粗大ごみ	—	—	—	市許可業者 広域環境センターへ持込可	
多量ごみ					

また、家庭ごみの品目例は、表 3-1-2 に示すとおりです。

表 3-1-2 家庭ごみの品目例

区分	品目	具体的な品目
可燃ごみ	燃えるごみ	生ごみ、紙くず類、布類、プラスチック類、皮革類、木くず類、合成樹脂類
不燃ごみ	燃えないごみ	容器缶以外の金属類、陶磁器類、その他ガラス類、小型家電類（家電リサイクル対象 4 品目を除く）
資源物	古紙類	新聞紙、ダンボール、飲料用紙パック、雑誌・雑がみ
	ペットボトル	ペットボトル
	びん・缶	缶類、スプレー缶、びん類
	廃乾電池、廃蛍光管、水銀ごみ	廃乾電池、廃蛍光管、水銀入り体温計、水銀温度計、水銀入り血圧計
	廃食用油	廃食用油
粗大ごみ	粗大ごみ	家具類、ふとん等、自転車、大型家電製品（家電リサイクル対象 4 品目を除く）
多量ごみ	多量ごみ	市指定ごみ袋（大サイズ）で 3 袋を超えるごみ

3. 収集・運搬量の実績

過去 6 年間（2016 年度～2021 年度）の本市の年間ごみ排出量は、表 3-1-3 に示すとおりです。

表 3-1-3 本市におけるごみ排出量の実績

項目	年度	H28	H29	H30	R1	R2	(単位: t) R3 2021
		2016	2017	2018	2019	2020	
総ごみ排出量		27,931	28,347	25,463	26,553	26,672	25,899
ごみ排出量		26,340	26,772	23,990	24,730	25,162	24,481
可燃ごみ計		21,945	22,221	22,268	22,848	21,551	21,069
可燃ごみ以外計		4,395	4,551	1,722	1,882	3,611	3,412
不燃ごみ計		1,154	608	466	535	591	585
粗大ごみ計		351	540	360	503	111	84
資源物計		2,890	3,403	892	844	2,884	2,718
その他計		0	0	4	0	25	25
生活系ごみ		17,960	17,397	16,812	17,512	15,884	15,530
可燃ごみ		15,977	15,336	15,110	15,675	14,414	14,136
不燃ごみ		1,154	563	451	496	475	461
粗大ごみ		341	493	359	497	109	84
資源物		488	1,005	892	844	861	824
その他		0	0	0	0	25	25
収集		17,494	16,975	16,617	17,187	15,728	15,373
可燃ごみ		15,704	15,129	15,045	15,562	14,372	14,094
不燃ごみ		1,134	553	439	470	459	441
粗大ごみ		241	336	241	311	36	14
資源物		415	957	892	844	861	824
その他		0	0	0	0	0	0
直接搬入		466	422	195	325	156	157
可燃ごみ		273	207	65	113	42	42
不燃ごみ		20	10	12	26	16	20
粗大ごみ		100	157	118	186	73	70
資源物		73	48	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	25	25
事業系ごみ		8,380	9,375	7,178	7,218	9,278	8,951
可燃ごみ		5,968	6,885	7,158	7,173	7,137	6,933
不燃ごみ		0	45	15	39	116	124
粗大ごみ		10	47	1	6	2	0
資源物		2,402	2,398	0	0	2,023	1,894
その他		0	0	4	0	0	0
許可業者収集		8,216	9,265	7,017	6,996	6,810	6,554
可燃ごみ		5,804	6,795	7,007	6,983	6,767	6,522
不燃ごみ		0	25	6	8	42	32
粗大ごみ		10	47	0	5	1	0
資源物		2,402	2,398	0	0	0	0
その他		0	0	4	0	0	0
直接搬入		164	110	161	222	2,468	2,397
可燃ごみ		164	90	151	190	370	411
不燃ごみ		0	20	9	31	74	92
粗大ごみ		0	0	1	1	1	0
資源物		0	0	0	0	2,023	1,894
その他		0	0	0	0	0	0
集団回収		1,591	1,575	1,473	1,823	1,510	1,418

4. ごみ処理の実績

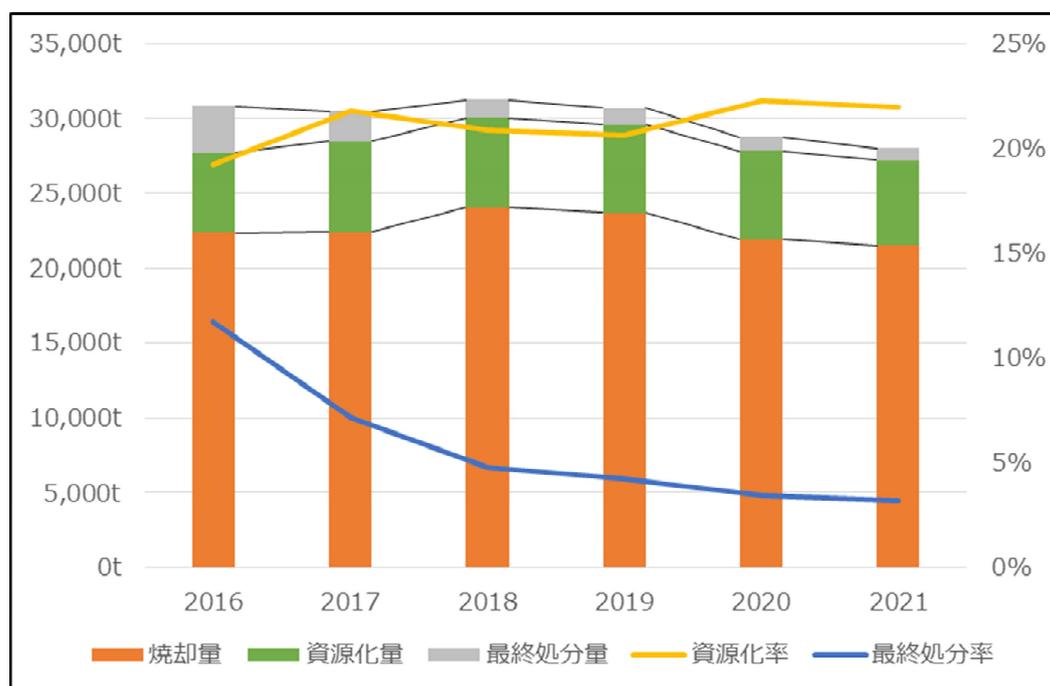
(1) ごみ処理の実績

本市におけるごみ処理量の過去6年間（2016年度～2021年度）の実績は、表3-1-4に示すとおりです。

表3-1-4 ごみ処理量の推移

年度 項目	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021
焼却量	22,372t	22,419t	24,045t	23,693t	21,905t	21,503t
資源化量	5,359t	6,055t	5,999t	5,886t	5,942t	5,693t
最終処分量	3,091t	2,026t	1,209t	1,115t	924t	821t
資源化率	19.2%	21.8%	20.9%	20.6%	22.3%	22.0%
最終処分率	11.7%	7.1%	4.7%	4.2%	3.5%	3.2%

図3-1-3 ごみ処理量の推移



※資源化率及び最終処分率は、ごみ排出量に対する割合

(2) 中間処理施設の概要

中間処理（熱回収・リサイクル）は2017年10月から宇和島地区広域事務組合が行っています。

① 熱回収

「燃えるごみ」として排出される一般廃棄物は、広域環境センターにおいて全量焼却処理を行い、減容化・減量化を図ります。可燃性粗大ごみは、広域環境センターにおいて切断処理後、焼却処理します。

焼却熱を利用して発電することによりエネルギーを回収します。

② リサイクル

不燃ごみと不燃性粗大ごみは、広域環境センターにおいて破碎処理又は手選別を行い、金属やビン類を回収し資源化を行います。

ペットボトルは広域環境センターにおいて手選別にて異物除去後、資源化を行います。

中間処理施設の概要は表 3-1-5 に示すとおりです。

表 3-1-5 中間処理施設の概要

施設名称	宇和島地区広域事務組合環境センター
所在地	宇和島市祝森甲 3799 番地
工期	着工：2014 年 5 月 / 竣工：2017 年 9 月
敷地面積	約 2.9ha
【熱回収】	
処理能力	120 t/日 (60 t/24 h × 2 炉)
処理方式	全連続式ストーカ炉方式
余熱利用	廃熱ボイラ (発電出力 2,500kW)
【リサイクル】	
処理能力	20 t/日 (5h) ※破碎・選別・圧縮・梱包・一時保管)

(3) 最終処分場の概要

広域環境センターにおいて中間処理した焼却残渣は、宇和島市一般廃棄物最終処分場で処分しています。不燃残渣については、是能不燃物処理場が 2022 年度で埋立完了となり、廃止に向けた作業に着手するとともに、2012 年度から休止していた蛇掘不燃物処理場を 2023 年度に再開して処分しています。

最終処分場の概要は表 3-1-6 に示すとおりです。

表 3-1-6 最終処分場の概要

施設名称	宇和島市一般廃棄物最終処分場
所在地	宇和島市保田乙 541 番地
工期	着工：1990 年 8 月 / 竣工：1992 年 10 月
埋立面積	21,000 m ²
埋立容量	132,000 m ³
埋立構造	準好気性埋立構造

施設名称	蛇堀不燃物最終処分場（2023 年度から再開）
所在地	宇和島市吉田町河内甲 2371 番地
工期	着工：1986 年 8 月 / 竣工：1987 年 3 月
埋立面積	5,060 m ²
埋立容量	81,000 m ³
埋立構造	サンドイッチ埋立方式

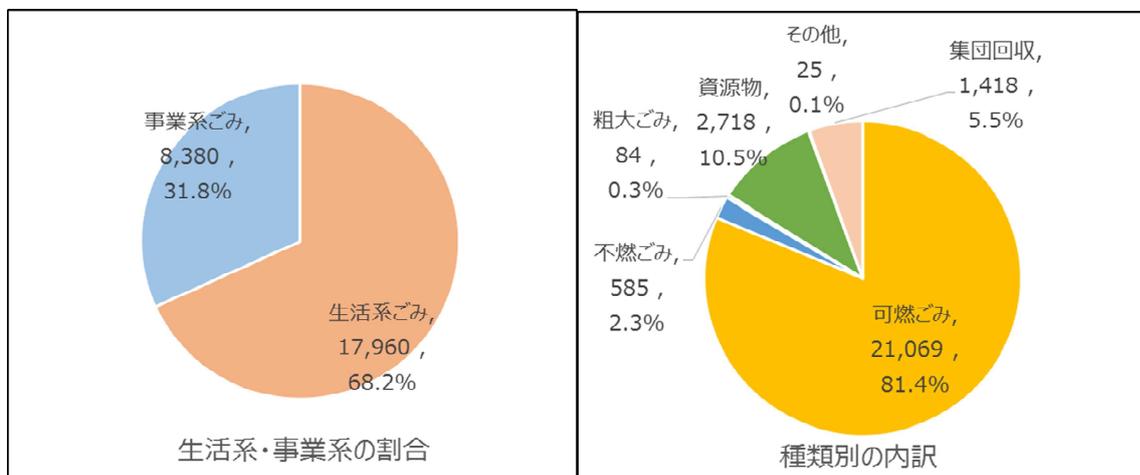
施設名称	是能不燃物処理場（2022 年度に埋立完了）
所在地	宇和島市三間町是能 1486 番地 29
工期	着工：1979 年 9 月 / 竣工：1980 年 3 月
埋立面積	5,300 m ²
埋立容量	18,550 m ³
埋立構造	サンドイッチ埋立方式

5. ごみの性状（ごみ質の状況）

2021 年度の実績は、図 3-1-3 に示すとおりです。

可燃ごみの量は、生活系ごみ、事業系ごみ合せて 21,069 t 排出されており、総ごみ排出量の 81.4%を占めています。また、ごみ排出量のうち 68.2%を生活系ごみが占めております。

図 3-1-4 2021 年度のごみ質の実績（単位：t）



6. ごみの排出抑制・減量化・再生利用の状況

(1) 減量化・資源化・有効利用の概要

本市では、ごみの排出抑制として、生ごみ処理容器等の普及促進や、資源物（古紙類、飲料用空き缶）の集団回収による直接資源化などを実施しています。

① 生ごみ処理機等の普及

生ごみ処理機等の普及は、補助制度を活用して推進しています。補助の内容を表3-1-7に、過去4年間の交付実績を表3-1-8に示すとおりです。

表3-1-7 生ごみ処理機等設置費補助金

補助対象	補助率	限度額	
電気式生ごみ処理機	1/2	30,000円	1基/2年度
生ごみ処理容器		5,000円	1基/年度
ダンボールコンポスト（セット）		1,000円	1セット/年度
ダンボールコンポスト（基材）		500円 (1,500円)	3個(セット)/年度

表3-1-8 交付実績

年度	電気式生ごみ処理機	生ごみ処理容器	ダンボールコンポスト	
			一式	基材
H31	13	2	0	2
R2	19	9	0	9
R3	11	9	0	5
R4	10	13	0	0

※電気式生ごみ処理機には、バイオ式生ごみ処理機が含まれています。

② 資源化量及び最終処分量

表 3-1-9 資源化量及び最終処分量の実績

項目	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
		2016	2017	2018	2019	2020	2021
資源化量		5,359t	6,055t	5,999t	5,886t	5,942t	5,693t
集団回収		1,591t	1,575t	1,473t	1,823t	1,510t	1,418t
セメント原料化		0t	856t	1,423t	1,424t	1,388t	1,387t
粗大ごみ処理施設より		911t	423t	0t	0t	311t	299t
資源化施設より		182t	585t	938t	672t	710t	693t
直接資源化		2,675t	2,616t	2,165t	1,967t	2,023t	1,896t
紙類		2,670t	2,614t	2,165t	1,966t	2,023t	1,894t
金属類		5t	2t	0t	0t	0t	2t
ガラス類		0t	0t	0t	1t	0t	0t
ペットボトル類		0t	0t	0t	0t	0t	0t
プラスチック類		0t	0t	0t	0t	0t	0t
布類		0t	0t	0t	0t	0t	0t
その他		0t	0t	0t	0t	0t	0t
資源化率 (%)		19.20%	21.78%	20.86%	20.62%	22.28%	21.98%
最終処分量		3,091t	2,026t	1,209t	1,115t	924t	821t
直接埋立		2t	0t	0t	0t	0t	0t
焼却残渣		2,891t	1,845t	1,066t	996t	792t	752t
粗大・不燃ごみ処理より		198t	69t	0t	0t	43t	69t
資源物・不燃ごみ処理より		0t	112t	143t	119t	89t	0t
最終処分率 (%)		11.7%	7.1%	4.7%	4.2%	3.5%	3.2%

7. ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の実績は、表 3-1-10 に示すとおりです。

ごみ処理施設の建設改良費を含んだ 2021 年度のごみ 1 t 当たりの処理経費は 25,899 円となっており、1 人当たりのごみ処理経費は 71,723 円となっています。

2016 年度と 2017 年度のごみ処理経費は、広域環境センターの建設に伴う組合分担金が増大していましたが、2017 年度に広域環境センターの建設が完了し、それ以降の組合分担金は大幅に減少しています。

表 3-1-10 ごみ処理経費の実績

(単位：千円)

項目		年度	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021
建設・改良費	工事費	中間処理施設	0	0	0	0	79,862	0
		最終処分場	0	4,048	481	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	1,298
	小計		0	4,048	481	0	79,862	1,298
処理及び維持管理費	人件費		276,600	231,242	217,912	198,845	229,757	209,065
	処理費	収集運搬費	52,629	62,341	65,404	81,417	65,442	62,770
		中間処理費	106,205	38,922	4,530	55,804	25,638	2,882
		最終処分費	18,000	23,771	19,948	20,673	54,290	22,014
	車両購入費		0	0	935	0	0	0
	委託費		471,894	323,914	222,121	226,690	230,856	228,303
	その他		0	359	0	0	0	0
	小計		925,328	680,549	530,850	583,429	605,983	525,034
その他		166	0	194	157	149	143	
合計		925,494	684,597	531,525	583,586	685,994	526,475	
組合分担金		1,417,414	1,770,439	314,787	239,191	295,893	372,586	
調査研究費		11,016	11,502	3,208	4,547	2,948	3,784	
総合計		2,353,924	2,466,538	849,520	827,324	984,835	902,845	
総ごみ排出量	(t)	27,931	28,347	25,463	26,553	26,672	25,899	
1t 当たり経費	(千円/t)	84.3	87.0	33.4	31.2	36.9	34.9	
1人	(t)	79,099	77,606	76,079	74,750	73,367	71,723	
当たり経費	(千円/t)	29.8	31.8	11.2	11.1	13.4	12.6	

8. これまでのごみ処理の評価

2021年度までのごみ発生量やリサイクル等の実績は、表3-1-11に示すとおりです。

生活系ごみの発生量及び1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、人口減少の影響や排出抑制の取り組みにより徐々に減少していますが、事業系ごみは横ばいで推移しています。リサイクル率は、排出元での分別及び広域環境センターでの選別の徹底により増加していますが、目標値を達成することができませんでした。

一方、減量化率は広域環境センターで一括して中間処理することにより目標を達成できました。

表 3-1-11 ごみ処理実績

目標	H12 2000	H18 2006	H23 2011	H28 2016	R3 2021	2021 目標値	R3との目標値の乖離		評価
ごみ総排出量	35,817t	31,492t	27,587t	26,340t	24,481t	22,286t	2,195t	9.8%	△
生活系ごみ	24,261t	24,048t	19,093t	17,960t	15,530t	14,097t	1,433t	10.2%	△
事業系ごみ	11,556t	7,444t	8,494t	8,380t	8,951t	8,189t	762t	9.3%	△
1人1日当たりの 生活系ごみ排出量	676.8 g/人・日	721.4 g/人・日	612.1 g/人・日	622.1 g/人・日	593.2 g/人・日	525.5 g/人・日	67.7 g/人・日	12.9%	△
リサイクル率	8.9%	8.3%	20.1%	19.2%	22.0%	25.0%	-3.0%	-12.1%	△
減量化率		74.0%	67.8%	69.7%	85.6%	71.5%	14%	19.7%	◎
人口 (10月1日現在)	98,208人	91,323人	85,466人	79,099人	71,723人	73,498人	▲ 1,775人	-2.4%	—

※評価基準：◎達成 ○おおむね達成(乖離幅5%以内) △未達成(乖離幅5%以上)

9. 廃棄物処理に関する今後の課題

基本目標のうち、生活系ごみ及び事業系ごみの排出量、リサイクル率は、目標達成には至らず、更なる取り組みが必要です。

(1) 発生・排出抑制に関する課題

本市では、市民や事業者に対してごみの発生・排出抑制のために環境教育や啓発活動を行うとともに、家庭ごみの分別収集品目の増加や資源物収集拠点の追加などを講じてきました。

その結果、総ごみ排出量は、2016年度実績(27,931t)に対して、2021年度実績(25,899t)約7.3%減となっていますが、今後もマイバッグ持参のさらなる定着化や、ワンウェイプラスチックの使用抑制、食品ロスの削減や資源ごみの分別排出の徹底を図り、発生・排出抑制を推進してゆく必要があります。

(2) 再生利用に関する課題

本市では、資源物の分別収集を行うとともに、広域環境センターにて破碎処理又は手選別を行い、金属やビン類の資源化を行っています。

今後も、分別収集の徹底を促進し、リサイクル率の向上を図るとともに、

プラスチックのリサイクルに向けた体制整備が求められています。

(3) 中間処理・最終処分の課題

2017年10月の広域環境センター稼働に伴い、集約型の中間処理体制となっています。焼却工場の操業にあたっては、ダイオキシン類削減対策や公害防止対策に万全を期すなど、常に環境への負荷の低減に努めるとともに、省エネルギー化や焼却余熱の熱回収に積極的に取り組み、効率的な運転を推進するよう、宇和島地区広域事務組合との緊密な連携に努めています。

最終処分場は、従来の焼却による減量化、分別収集と選別処理によるリサイクル量の増大に伴い、埋立量が減少し寿命が延びている反面、浸出水処理設備の老朽化が進んでいるため、計画的な機器の更新計画(保全計画)により延命化を図っています。

(4) 社会情勢の変化に伴う課題等への対応

食品ロスについては、2022年3月に策定した「宇和島市食品ロス削減推進計画」に基づき、引き続き市民、事業者、関係団体等と行政が一丸となった食品ロス削減推進運動を推進していきます。

プラスチックごみについては、南予地域の沿岸部において海洋に流出したプラスチックごみの量が顕著であることから、海洋ごみ対策に継続的に取り組んでいくとともに、「プラスチック資源循環促進法」に基づき、プラスチック資源リサイクルに向けた取り組みを進めていきます。

第2節 ごみ処理基本計画の策定

1. 将来予測

(1) 人口及びごみ発生量の予測

① 将来人口予測

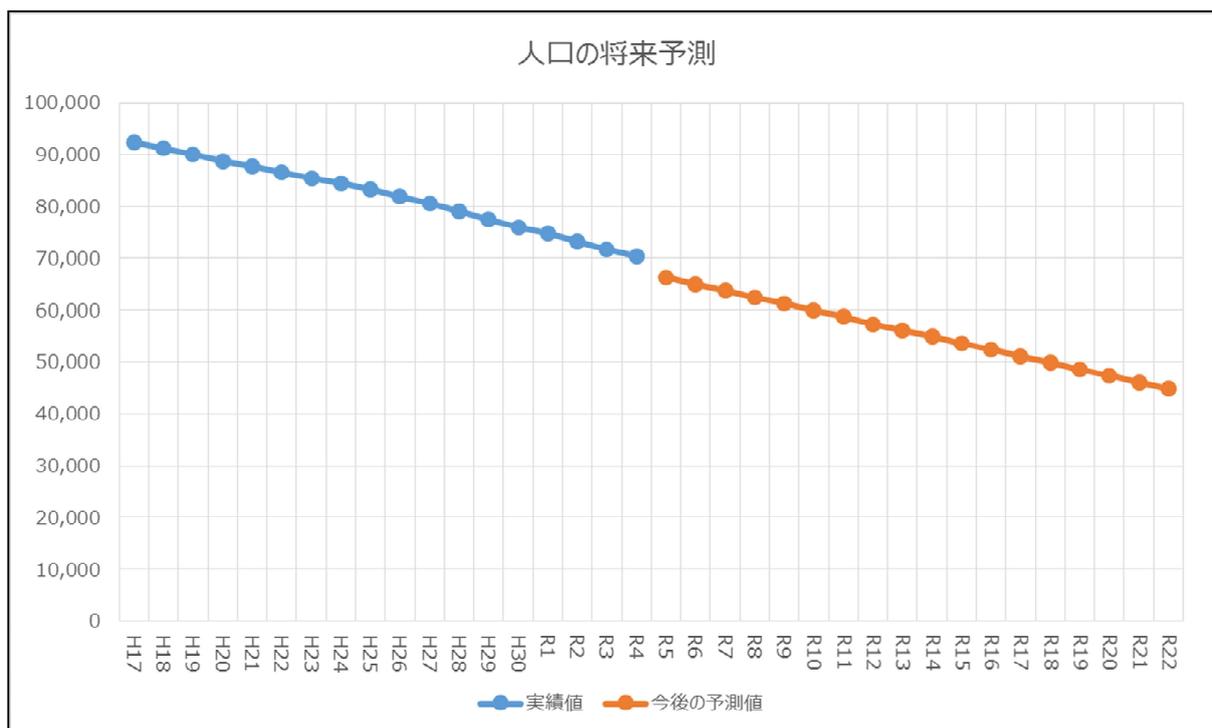
将来人口の予測は、表3-2-1及び図3-2-1に示すとおりです。

今後も人口が年々減少することが見込まれます。

表3-2-1 将来人口

年	実績					推計				
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
人口 (人)	77,606	76,079	76,079	73,367	71,723	66,291	65,027	63,860	62,499	61,235

図3-2-1 将来人口



※実績値は各年9月末現在の住民基本台帳登録による人口である。

※今後の予測値は、国立社会保障・人口問題研究所による「日本地域別将来推計人口」(平成30年3月推計)の5年ごとの推計人口をもとに推計した。

② ごみ排出量の予測

ごみ排出量の推計は表 3-2-2 及び図 3-2-3 に示すとおりです。

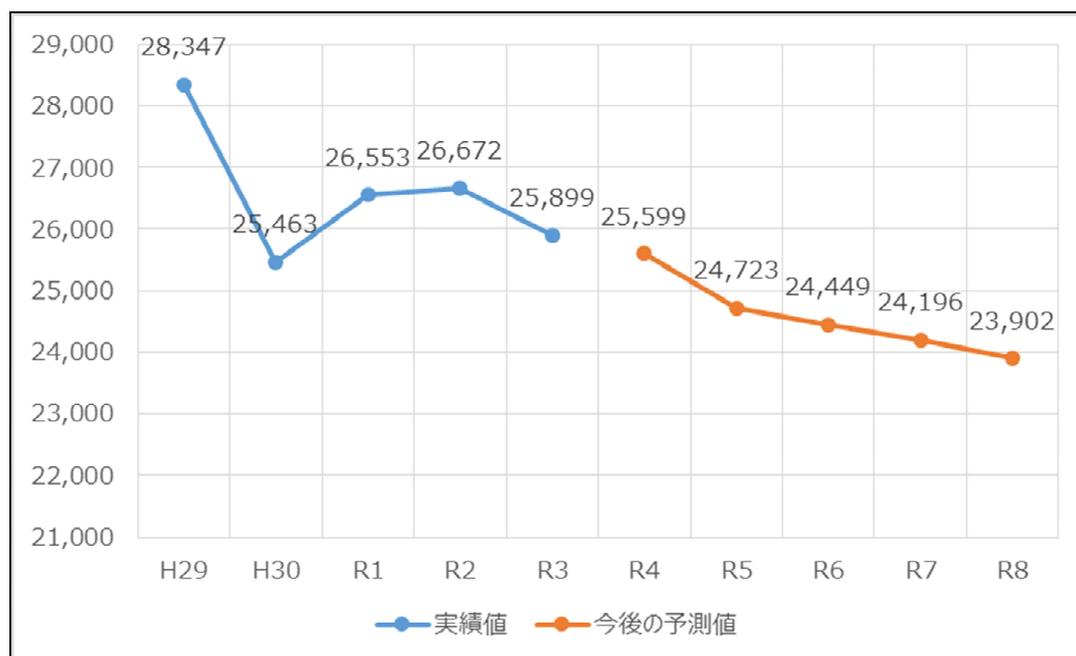
生活系ごみ排出量は、2021 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量に予測人口を乗じて算出しています。事業系ごみ排出量は、人口の増減によって大きく変動するとは考えにくく、今後の経済活動を予測することが困難であるため、2021 年度の排出量が横ばいで推移するとして算出しています。

その結果、本市のごみ排出量は人口減少に伴い、徐々に減少する見込みとなります。

表 3-2-3 ごみ排出量の予測

指標		予測				
		2022	2023	2024	2025	2026
排出量	総排出量	25,599t	24,723t	24,449t	24,196t	23,902t
	生活系ごみ	16,648t	15,772t	15,498t	15,245t	14,951t
	事業系ごみ	8,951t	8,951t	8,951t	8,951t	8,951t

図 3-2-3 ごみ排出量の予測



(2) 資源化量及び最終処分量の予測

資源化量及び最終処分量については過去 5 年間の実績値を用いて、推計式によりそれぞれの予測を行っています。

資源化量及び最終処分量の予測値並びにごみ排出量の予測値より、それぞれ資源化率及び最終処分率を算出しています。

① 資源化量及び資源化率の予測

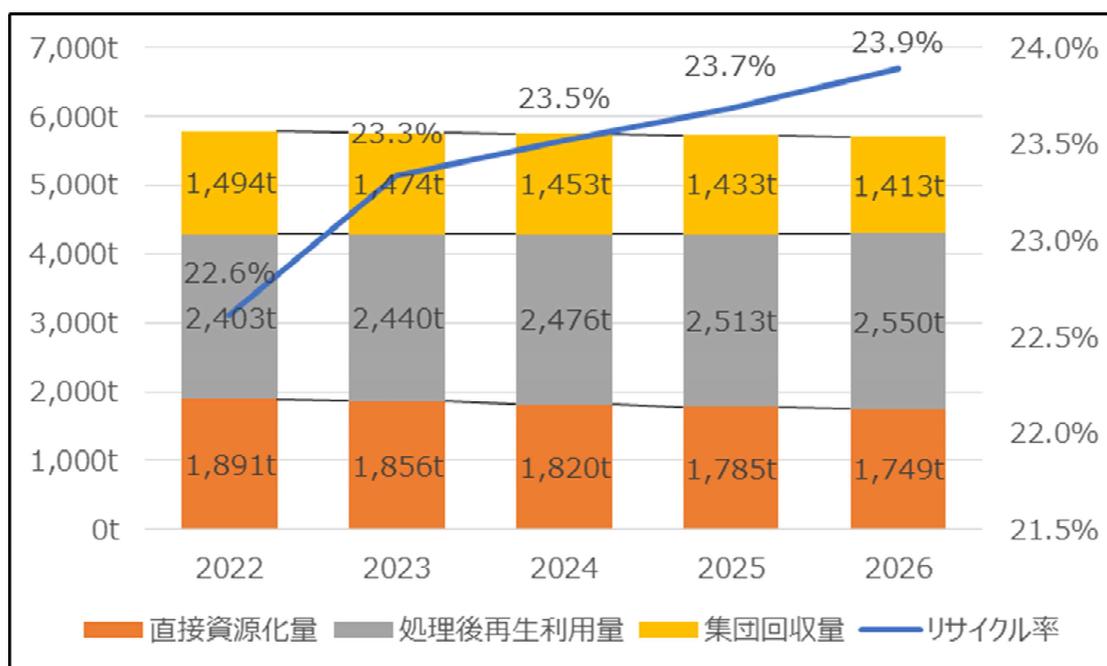
資源化量及び資源化率の予測結果は表 3-2-4 及び図 3-2-4 に示すとおりです。

表 3-2-4 資源化量及び資源化率の予測

指標		予測				
		2022	2023	2024	2025	2026
再生 利用量	総資源化量	5,788t	5,769t	5,750t	5,731t	5,712t
	直接資源化量	1,891t	1,856t	1,820t	1,785t	1,749t
	処理後再生利用量	2,403t	2,440t	2,476t	2,513t	2,550t
	集団回収量	1,494t	1,474t	1,453t	1,433t	1,413t
	リサイクル率	22.6%	23.3%	23.5%	23.7%	23.9%

※リサイクル率＝総資源化量÷総排出量

図 3-2-4 資源化量及び資源化率の予測



② 減量化量及び最終処分量の予測

減量化量及び最終処分量の予測結果は表 3-2-5 及び図 3-2-5 に示すとおりです。

2017 年度から主灰をセメント原料としてリサイクルし、最終処分量（埋立量）の低減を目指しています。

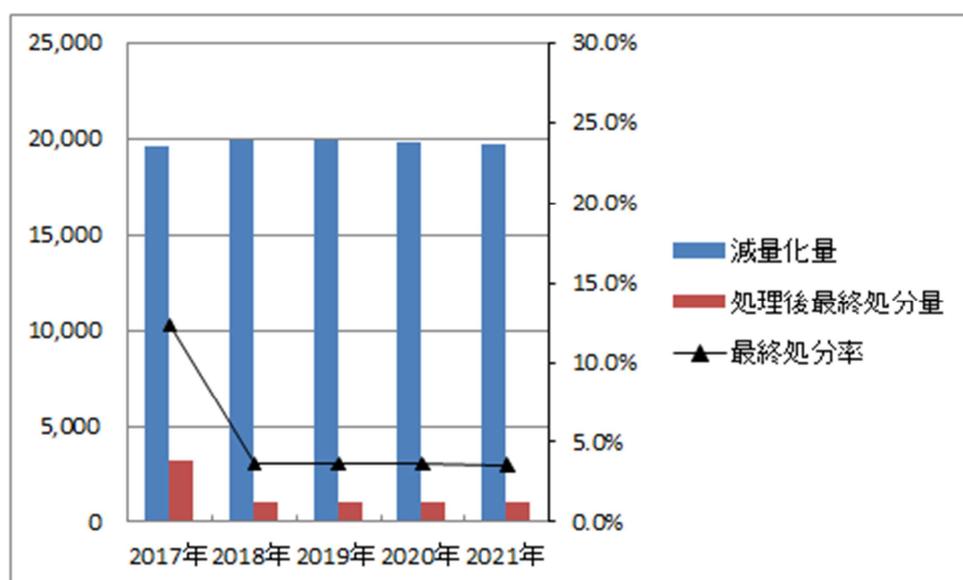
表 3-2-5 減量化量及び最終処分量の予測

(単位：t)

指標		予測				
		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
減量化量	減量化量	19,569	19,906	19,829	19,754	19,678
最終 処分量	最終処分量	3,227	964	961	957	953
	直接最終処分量	10	10	10	10	10
	処理後最終処分量	3,217	954	951	947	943
	最終処分率	12.3%	3.7%	3.7%	3.7%	3.6%

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ排出量

図 3-2-5 資源化量及び最終処分量の予測



2. 基本方針

本市では、第二次宇和島市総合計画（2018～2027）において、「美しい自然とともに生き快適さと安全が両立する支えあううわじま」を政策目標の一つに掲げ、廃棄物処理体制の充実にかかる施策として、「ごみ処理・リサイクル体制の充実」「3R運動の促進」「適正なし尿処理の推進」の3つを定めています。

また、宇和島市環境基本計画（2022年度～2026年度）は、総合計画の環境面を補完するものと位置づけて、望ましい将来像として「美しい自然と共存し、快適に住み続けられるまち」の実現を目指しています。

(1) 「美しい自然と共存し、快適に住み続けられるまち」の実現を目指して

大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会のしくみを見直し、資源循環型の社会経済システムと生活スタイルを推進することで、限りある資

源・エネルギーを有効に活用し、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減します。

循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位（※）をふまえ、ものを大切に作る生活スタイルを広め、発生抑制・再使用を推進するとともに、資源物を徹底的に分別し、再生利用を進めるなど、焼却・埋立処分が必要となるごみをできる限り削減します。

また、処理が必要となるごみについては、環境保全対策に万全を期した適正な処理を進めるなど、環境負荷の低減に配慮した廃棄物対策を推進します。

ごみ問題を環境問題、資源・エネルギー問題の一環としてとらえ、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生を抑制するとともに、徹底した分別を図り、再生利用を推進することで、限りある資源・エネルギーの消費の節減と循環的な利用を促進し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって「循環型社会」の実現を目指します。

※「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの取り組みの優先順位を、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と定めています。

（2）廃棄物対策の5つの柱

ごみの減量と適正処理の政策目標に係る具体的施策として、今後の廃棄物対策における5つの柱を定めます。

- ① 廃棄物処理体制の充実のために、ごみ処理・リサイクル体制の再検討と3R運動の推進を行います。
- ② プラスチック資源循環を推進するために、きれいなプラスチックのリサイクルに向けた施策を検討します。
- ③ 海洋ごみ対策を推進するために、発生抑制対策やごみ回収の仕組み再編を検討します。
- ④ 食品ロスの削減のために、「もったいない」「食べきり」を意識するための普及啓発を行います。
- ⑤ 使い捨て文化を見直すために、使い捨てプラスチックの減少や容器素材の見直しに向けた啓発を行います。

（3）市民、事業者、行政の役割

市民、事業者、行政は、それぞれの役割を適切に果たしながら、協働して廃棄物対策に取り組むことが求められています。

① 市民の役割

排出者として (排出者責任)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に及ぼす影響に配慮し、環境にやさしい生活スタイルに転換する <ul style="list-style-type: none"> ・物を長く使う（発生抑制） ・使い終わったものを繰り返し使用する（再使用） ・再使用できないものを資源として利用する（リサイクル） ・再生品、再使用品を積極的に利用する ○分別を徹底する ○地域における減量・リサイクル活動を積極的に実践する ○地域の清潔の保持に主体的に取り組む
-------------------	---

② 事業者の役割

製造や流通にかかわる事業者として (拡大生産者責任)	<ul style="list-style-type: none"> ○生産、使用、廃棄などあらゆる過程において、資源やエネルギーの消費節減に配慮し、長持ちするものを作る ○リサイクル技術を開発する ○使用済み製品を回収・リサイクルし、修理体制を確保する ○適切なリサイクルや処理・処分が行われるよう、製品情報を公開する
排出事業者として (排出者責任)	<ul style="list-style-type: none"> ○発生抑制、再使用、リサイクルを推進する ○分別排出を徹底する ○再生品、再使用品を積極的に利用する ○自らの取り組みを積極的に公表し、環境情報を提供する ○地域あるいは業種、業態別の減量・リサイクル活動の主体として取り組む

③ 行政の役割

コーディネート役として	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ・環境問題に関する普及啓発や情報提供、情報交換を行う ○市民や事業者の自主的・主体的な3Rの取り組みを支援する ○環境施策の取り組み状況を公表し、民間の取り組みを誘導する ○リサイクル制度の改善等、他都市と連携し関係機関に働きかける
減量化・資源化、処理・処分にあたって	<ul style="list-style-type: none"> ○3Rのしくみをつくる ○安全で安定的な焼却・埋立処分を進める ○処理・処分における環境負荷を低減する ○収集・運搬から処理・処分までの各段階における資源・エネルギーの消費を節減する ○人員や機材、施設を有効活用することで効率化を推進しコストを削減する ○廃棄物の種類や排出量、資源としての有用性などに応じた適切な収集方法や処理方法を検討し、実施する ○民間活力が導入できるシステムを構築する
排出事業者として (排出者責任)	<ul style="list-style-type: none"> ○発生抑制、再使用、リサイクルを推進する ○分別排出を徹底する ○再生品、再使用品を積極的に利用する ○自らの取り組みを積極的に公表し、環境情報を提供することで、市民・事業者の3Rの取り組みを誘導する

循環型社会の形成に向けて、従来からの生活様式を見直し、廃棄物を出さ

ない生活スタイルに転換していくことが求められています。

今後は、市民の自主的な3R運動等を促進し、ごみの減量化を進めていくとともに、広域的な連携のもと、効率的かつ広域的な取り組みを計画的に進めていく必要があります。

近年、環境保全、資源保護等への関心の高まりから、従来の「燃やして埋める」ごみ処理ではなく、ごみの減量化、資源化が求められ、その後出てくるごみに対して適正な処理・処分が求められています。

ごみの減量化及び資源化には、市民の協力が不可欠であり、従来、施設を整備することで対応していたごみの適正処理に加え、住民も事業者も行政も一緒になって排出の適正化に取り組む必要があります。

本計画では、自然と調和した快適で住みよい生活環境づくりのために、市民、事業者、行政が三位一体となり、実現可能な減量目標値を設定し、循環型社会の実現を目指した廃棄物処理体制を確立します。

本計画期間が経過する中、宇和島市では大幅な人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式への変容など、社会情勢は大きく変化しています。今後も続くと考えられる社会の変化に柔軟に対応するため、本計画の2回目の中間見直しを行うこととし、これまでの施策の実施状況や目標の達成状況の検証を行い、国の廃棄物政策の動向や社会状況の変化を踏まえ、既存施策の見直しや新規施策を盛り込むことなどにより、引き続き、目標の達成に向けて着実にごみの減量やリサイクルを推進してゆくこととします。

【宇和島市のごみ処理基本方針】

循環型（リサイクル）社会への構造転換

3. 目標値の設定

上位計画等で定める指標や目標値と、2017年度～2021年度のごみ処理実績及び将来予測値を踏まえて、最終目標年次（2026年度）における目標値を改訂し、ごみの減量化・資源化を推進します。

（1）減量化目標

生活系ごみについては、減量化が着実に進んでいるものの、前回改定時に定めた2021年度目標を達成できておらず、排出抑制に向けた取組を強化す

る必要があります。

事業系ごみについては、明確な減量傾向がみられないことから、これまで以上に廃プラなど産業廃棄物の混入防止と資源化の取組を推進する必要があります。

人口減少によるごみ排出量の減少も含め、2000年度に対する目標削減率を「生活系ごみ 25%」、「事業系ごみ 25%」と設定します。

① ごみの排出量目標値

生活系ごみの排出量（1人1日当たり） （単位：g）

	実績					目標値
年度	2000	2006	2011	2016	2021	2026
ごみ排出量	700.6g	723.9g	681.5g	677.2g	593.2g	525g

事業系ごみの排出量（年当たり） （単位：t）

	実績					目標値
年度	2000	2006	2011	2016	2021	2026
ごみ排出量	10,919t	7,444t	8,768t	8,380t	8,951t	8,189t

（2）資源化目標

資源化率については、近年横ばいで推移しており、2021年度目標も達成できていない現状を踏まえて、資源化率の目標を2026年度において29.0%に上げるとともに、取組を強化することとします。

減量化率については、着実に目標を達成しており、2026年度目標を90%に上げることとします。

① 資源化率の目標値

	実績				目標値
年度	2006	2011	2016	2021	2026
資源化率（%）	8.3%	20.1%	19.2%	22.0%	29.0%

② 減量化率の目標値

	実績				目標値
年度	2006	2011	2016	2021	2026
減量化率（%）	76.0%	67.8%	69.7%	85.6%	90.0%

事業系ごみに関しては自己処理が原則であり、資源化物については、民間リサイクルルートにより処理するケースもあります。

資源化・減量化については、市民一人一人がリサイクルの意識を持ち、可燃ごみ、不燃ごみ（粗大ごみ）にする前に資源化物の分別を行うことによって、資源化率の向上を図るとともに焼却量を抑え、最終処分量の減少を目指します。

4. ごみ処理基本計画の施策

地域の連帯意識など人と人との密接なつながりを背景にして、市民、事業者、行政が一体となって廃棄物の発生を抑制し、資源物を再利用するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、自然環境・生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図りながら、循環型社会の構築を目指し、良好な自然環境・都市環境の形成に寄与していくことを基本的な考え方としています。

- 発生の抑制、循環型社会への意識改革を伴う生活スタイルの変革を行うための市民等の参加及び協力を進めます。
- 発生の抑制、循環型社会への構築による減量化を進めます。
- ごみの適正管理、適正処理の推進による安全で快適な生活環境を創造します。
- 地域における清潔の保持を進めるための生活環境美化システムを作ります。

(1) 市民、事業者、行政の役割

① 市民の役割

市民は、ごみに対する意識を見直し、ごみになりにくい商品を選択し、物を大切に使い無駄をなくするなど、ごみの発生量を抑え、再生利用できるとともに積極的に資源化します。

② 事業者の役割

事業者は、資源の有限性を深く認識し、ごみになりにくい商品開発や流通・販売に心がけ、商品の再生利用や再生資源の活用に努めます。

③ 行政の役割

行政は、ごみ問題を広く市民や事業者に普及啓発し、ごみ発生量の抑制や減量・資源化に関する施策を積極的に推進していくとともに、行政自ら先導的に行動します。

また、現在の広域ごみ処理体制を維持し、さらなる広域体系を目指します。

(2) 発生及び排出抑制のための施策

近年、市民のリサイクルへの関心の高まりや人口の減少により、ごみの排出量は減少していますが、より一層快適な生活環境を保全・創造していくために、市民・事業者・行政が一体となっておみの発生及び排出の抑制に取り組む必要があります。

① ごみ・環境等に関する意識啓発

市民・事業者が、日常生活において物を大切にし、ごみを作らないことや資源を活用することを心がけ、自発的に努力・工夫する意識及びごみ処理のコスト意識を持つことが求められます。そのために、広報やイベント等を通じて啓発を図り、情報の提供に努めます。

ア. 広報誌、市ホームページ等の活用による啓発

ごみ問題、環境問題、ごみ収集の現状、リサイクルの現状等を市のホームページや広報誌等で情報発信します。

また、地域メディアのU-CATやFMがいや、宇和島市公式SNS等を利用して情報発信します。

イ. 環境教育の推進

ごみ問題、環境問題に対する意識を高めるため、環境NPO等との連携により環境教育・学習の充実及び説明会等の活用を図ります。

また、社会見学としてごみ焼却施設の見学も実施してまいります。

② ごみ減量化・資源化への指導、支援

ア. 家庭・地域への支援

- a 家庭用生ごみ処理機や生ごみ処理容器について、広く拡大するために、補助金制度を実施します。
- b 2008年度より廃食用油の収集を行っていますが、内容を周知するため、環境学習会を活用します。また収集方法や収集拠点を検討し、さらなる利用の促進を図ります。

イ. 事業所への指導、支援

- a 商店やスーパーで商品を販売する際に、販売者と消費者双方の合意のもとで、包装紙やレジ袋等を自粛するなど、包装の簡素化を推進します。
- b 市内のスーパー、流通業者、市民、行政の連携により、食品トレーの使用の削減に努めます。また、使用済み食品トレーや牛乳パックは店頭で回収し、再利用・再資源化を推進します。
- c 事業所から発生する紙ごみの増加を抑制するため、OA関連用紙の分別・資源化、段ボールの発生抑制を推進します。

(3) 資源化（減量化）の施策

現在、排出されるごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみに大別され、可燃ごみは、焼却処理、熱回収、焼却灰の一部資源化しています。不燃ごみ及び資源物は、選別後、鉄、アルミ、ガラスに資源回収しています。それ以外の残渣は埋立処分しています。

また、資源物として収集する金属類（鉄、アルミ）、紙類、ペットボトル等は、可能な限り資源化を行っています。容器包装リサイクル法の主旨に基づき、更なる分別収集を推進し、分別の精度と質の向上を図る施策を検討します。

さらに、「きれいなプラスチック」の収集体制を検討し、プラスチック資源のリサイクルを進め、廃棄物の更なる減量化を進めます。

① 生活系ごみの分別の徹底と収集

ごみの資源化、分別排出の徹底、収集作業時の危険防止及び市民の排出モラル向上のため、市指定ごみ袋の実施とともに、質の高い資源の排出のため、各行政区でのステーション管理の指導を行います。

ア. 分別収集の徹底

質の高い資源の排出を目指し、家庭ごみの分別早見表の配布等、分別収集の徹底を図るとともに、市民への理解と協力を拡大します。

イ. 収集方法・収集体制・処分体制の改善

資源物の分別収集にあたり、収集方法、収集体制、処分体制のさらなる改善を図ります。

ウ. 排出方法

本市では、収集区分分別指定袋制度を導入しており、今後も継続するものとします。

エ. 容器包装廃棄物の分別収集計画

1995年6月に公布された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」という。）では、市町村に対して、再商品化する特定容器の分別収集計画の策定が求められています。本市では、2022年6月に「宇和島市分別収集計画」を策定し、容器包装廃棄物の分別収集を次のとおり実施しています。

【容器包装廃棄物の分別収集計画】

分別収集の対象品目については、容器包装廃棄物のうち、スチール製

容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とします。

収集に係る分別区分

種 類	収集の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	びん・缶
主としてガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他のガラス製容器 	びん・缶
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	資源物〔古紙類〕 （紙パック）
主として段ボール製の容器	資源物〔古紙類〕 （段ボール）
その他紙製容器包装	資源物〔古紙類〕 （雑がみ）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

分別収集を実施する者に関する基本的な事項

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段 階	選別・保管時 段 階
缶	スチール	びん・缶	市による定期 収集	民間業者 市 宇和島地区広域事務組合
	アルミ			
びん	無色ガラス	びん・缶	市による定期 収集	市 宇和島地区広域事務組合
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
古紙	飲料用紙パック	資源物[古紙類] (紙パック)	市による定期 収集	民間業者
	段ボール	資源物[古紙類] (段ボール)		
	その他紙製容器包装	資源物[古紙類] (雑がみ)		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期 収集	市 宇和島地区広域事務組合

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類の種類

処理の段階	区分	仕様（形状・形式・能力・数量等）
排出	資源物収集場所	自治会等の集積場所 399 ケ所 校区の集積場所 38 ケ所 ごみ集積場所 1,810 ケ所
収集・運搬	資源物収集車両	機械車及び平ボディ車にて収集
選別・保管	民間業者	広域環境センターにおいて、びん、缶、ペットボ トルの処理を行う。
	広域環境センター	

分別収集の用に供する施設計画

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	びん・缶	指定ごみ袋	塵芥車	・民間業者のストックヤード ・広域環境センター
アルミ				
無色ガラス	びん・缶	指定ごみ袋	塵芥車	・広域環境センター
茶色ガラス				
その他ガラス				
飲料用紙パック	資源物 [古紙類] (紙パック)	ひも	平ボディー車 による裸回収	民間業者のストックヤード (圧縮・保管)
段ボール	資源物 [古紙類] (段ボール)			
その他紙製容器包装	資源物 [古紙類] (雑がみ)			
ペットボトル	ペットボトル	指定ごみ袋	塵芥車	・広域環境センター

注) 上記分別区分は、2022年6月策定の「宇和島市分別収集計画」による

② 事業系ごみの分別の徹底と抑制

事業系ごみの中には資源化できるものが多量に含まれており、徹底した分別を行うことにより、一層の資源化・減量化を図ります。また、事業系ごみは自己処理が原則となっており、生活系ごみへの混入及び混合排出の廃止に向け適切な指導を行います。

(4) 適正管理及び適正処理の施策

ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項として、地域環境保全は言うまでもなく、地球環境保全に配慮した収集・運搬、中間処理(再生利用を含む)、最終処分の拡充が必要となります。

ごみを適正に処理するためには、発生から処理・処分に至るまでのトータル管理を目指す必要があります。市民、事業者、行政が各々の立場における役割分担のあり方を常に追及し、環境への負荷を与えないシステム作りが課題とされています。

そのため、市民はごみに対する意識改革やルールの遵守が求められ、事業者においても環境に対する社会的責任を果たすべく取組がより強く求められるべきです。

① ごみ排出の指導

市民が生活環境に最大の注意をはらい、ルールを遵守してごみを排出するよう指導します。特に集合住宅からのごみの排出については指導強化を図ります。

ア. 生活系ごみの排出指導

- a 決められた日に、決められた場所に分別して排出します。
- b 家屋の解体等による粗大ごみの不法投棄の防止を指導します。
- c ステーション及びその周辺については清潔に保つものとし、その際必要なごみ集積箱については補助金制度を奨励します。

イ. 集合住宅に対する排出指導

分別の不徹底や時間外排出等に対するごみ排出指導を強化します。

ウ. 事業系ごみの自家処理の指導

事業活動に伴う廃棄物については、法律上、事業所自らの責任において適正に処理しなければならない旨、明確に規定されています。法や条例の趣旨を浸透させ、不適正処理や生活系ごみステーションへの排出を防ぐため、自家処理の指導を強化するとともに、排出指導を併せて行います。

エ. 適正処理困難物の指定及び取り扱い指導の徹底

適正な処理が困難な廃棄物を適正処理困難物として指定するとともに、事業者における回収等の措置を指導します。

オ. 一般廃棄物の排出禁止品目の処分の指導強化、排出禁止品を処分する際の指導強化

- a 処理除外物の例示
 - ・有害性のある物
 - ・危険性のある物
 - ・引火性のある物
 - ・著しく悪臭を発する物
 - ・病院や診療所等から出る感染性一般廃棄物等（特別管理一般廃棄物等）
 - ・市長が行う処理に著しく支障を及ぼす物
 - ・資源化可能な物（事業系廃棄物に限る）
 - ・在宅医療行為に伴う一般廃棄物のうち、「廃棄物処理法による感染性廃棄物処理マニュアル」で指定された廃棄物と同様の廃

棄物

b 適正処理困難物の例示

- ・環境大臣が指定した適正処理困難物
- ・市長が指定した適正処理困難物
- ・特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に基づいて政令で定める機械器具
- ・その他各リサイクル法による回収対象品目である物
- ・油・液体類が混入した容器又は類似物
- ・広域認定制度の廃自動二輪車・廃火薬類・廃消火器

② 収集運搬体制の整備

収集体制の中における問題点を抽出し、収集時間、収集ルート、収集回数、車両数の検討を適宜行うことで、より効率的な収集体制を構築します。

③ 不法投棄の防止

不法投棄を未然に防ぐため、監視カメラによる24時間体制での監視や看板の設置、巡視員によるパトロールを実施しています。違反者に対して迅速に対応できる体制を整備し、不法投棄が行われないような環境づくりを推進します。

④ 中間処理施設の維持

焼却施設の操業にあたっては、ダイオキシン類発生抑制対策や公害防止対策に万全を期すなど、常に環境への負荷の低減に努めるとともに、省エネルギー化や焼却余熱の熱回収に積極的に取り組み、効率的な運転が維持されるよう、宇和島地区広域事務組合との緊密な連携に努めます。

また、高効率エネルギー回収による余熱の有効利用（ごみ発電）に継続的に取り組みます。

⑤ 最終処分場の維持

最終処分場は、ごみを自然界の代謝機能を利用して自然へ還元するプロセスであり、必要不可欠な施設です。しかし、その確保は、全国的に困難な状況になっているため、現有の処分場の延命を図り、適正な利用を推進します。

ア. 最終処分場の延命化

- ・ごみの排出抑制、資源化

これまで記述したとおり、ごみの排出抑制や資源化に市民、事業者、行政が一体となって取り組み、廃棄物を適正に処理することにより最終処分量を減らし、最終処分場の延命化を図ります。

また、計画的な機器の更新計画（保全計画）により延命化を図ります。

イ. 最終処分場（埋立場、浸出水処理施設）の適正な維持管理

埋立場における即日覆土の実施や、浸出水の適正な処理を行うことにより、周辺環境への影響を防止します。

a 浸出水対策

宇和島市一般廃棄物最終処分場では、地下水汚染防止のための堰堤や遮水シートの維持管理・監視を行います。

b 廃棄物の飛散及び悪臭対策

埋立地の外へ廃棄物が飛散したり、悪臭が発散しないように適正な覆土を行います。

ウ. 跡地利用計画の推進

周辺環境や社会的ニーズに適した跡地利用の計画を推進します。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置を宇和島市の生活排水処理の中心に据え、面的整備の促進をより一層推進します。家屋の新築、改造等においても合併処理浄化槽の設置推進を図ります。

公共下水道整備地域や漁業集落排水処理区域においては、未接続住宅に対する指導、啓発を引き続き行い、接続率の向上を図ります。

第2節 生活排水処理の現状

本市における過去5年間の処理形態別人口の推移は、表4-2-1に示すとおりです。水洗化・生活排水処理人口の割合が増加し、非水洗化人口の割合が大幅に減少しています。

表4-2-1 処理形態別人口の推移

(単位：人)

区分		年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021
非水洗化	計画収集人口		12,827	10,787	9,076	8,895	8,696	8,151
	自家処理人口		0	0	0	0	0	0
	小計		12,827	10,787	9,076	8,895	8,696	8,151
水洗化	公共下水道人口 ^(※)		15,627	15,449	15,392	15,386	15,270	15,241
	コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口		47,175	48,031	48,565	47,637	46,718	43,177
	うち合併処理浄化槽人口		24,323	25,507	26,262	26,037	26,272	26,312
	小計		62,802	63,480	63,957	63,023	61,988	58,418
総人口 ^(年度未現在)			78,068	76,544	75,143	73,776	72,374	70,798

※漁業集落排水処理人口含む



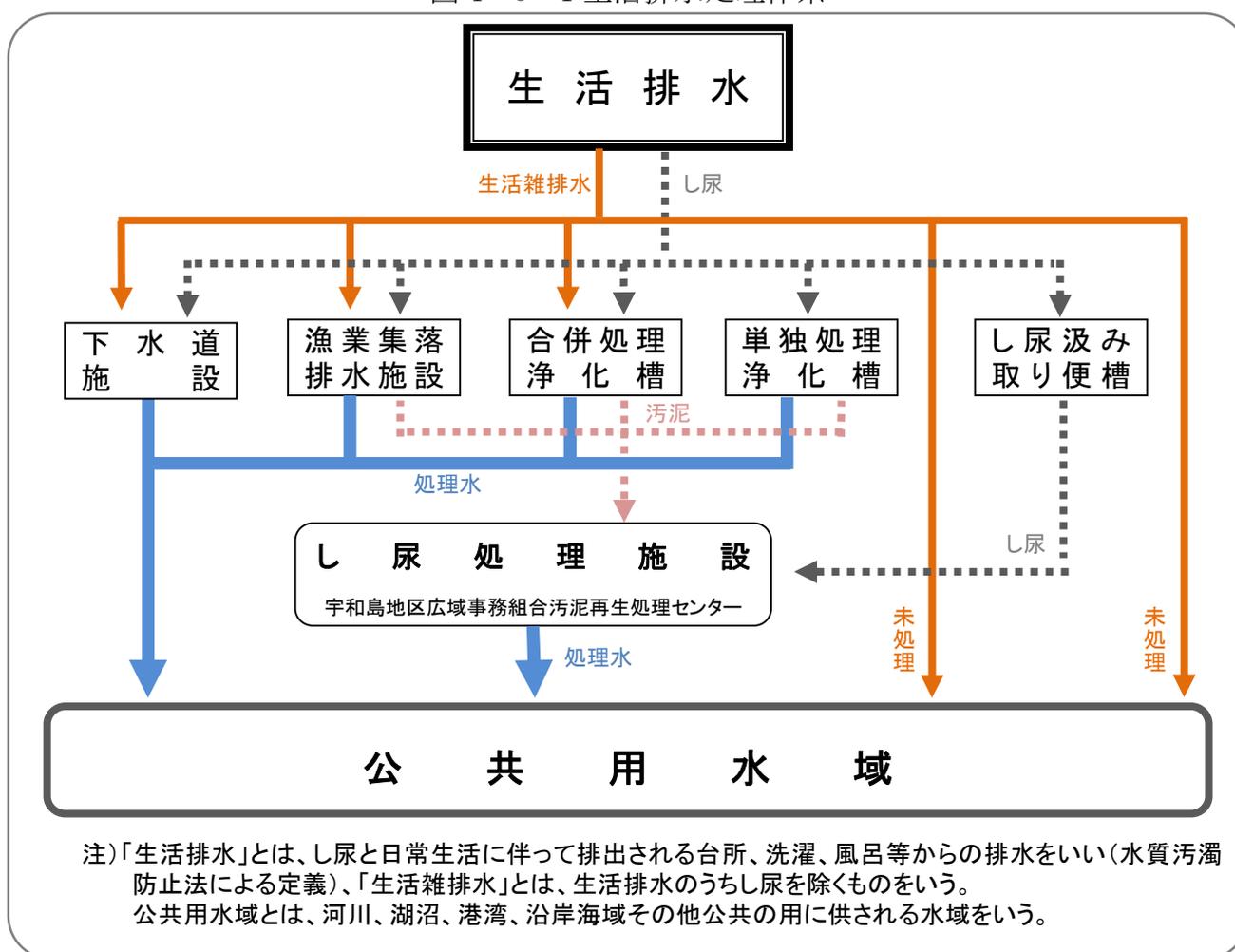
第3節 生活排水の処理主体及び処理体系

生活排水の処理主体は、表4-3-1に、処理体系は図4-3-1に示すとおりです。本市では、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥と、し尿汲み取り便槽から発生するし尿の全量を、広域汚泥再生処理センターで処理しています。

表4-3-1 生活排水の処理主体

項目	処理主体	処理対象
下水道施設	宇和島市	し尿・生活雑排水
漁業集落排水施設	宇和島市	し尿・生活雑排水
合併処理浄化槽	個人	し尿・生活雑排水
単独処理浄化槽	個人	し尿のみ
し尿処理施設	宇和島地区広域事務組合	し尿・浄化槽汚泥

図4-3-1 生活排水処理体系



注)「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいい(水質汚濁防止法による定義)、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいう。
公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域をいう。

第4節 処理形態別人口の予測

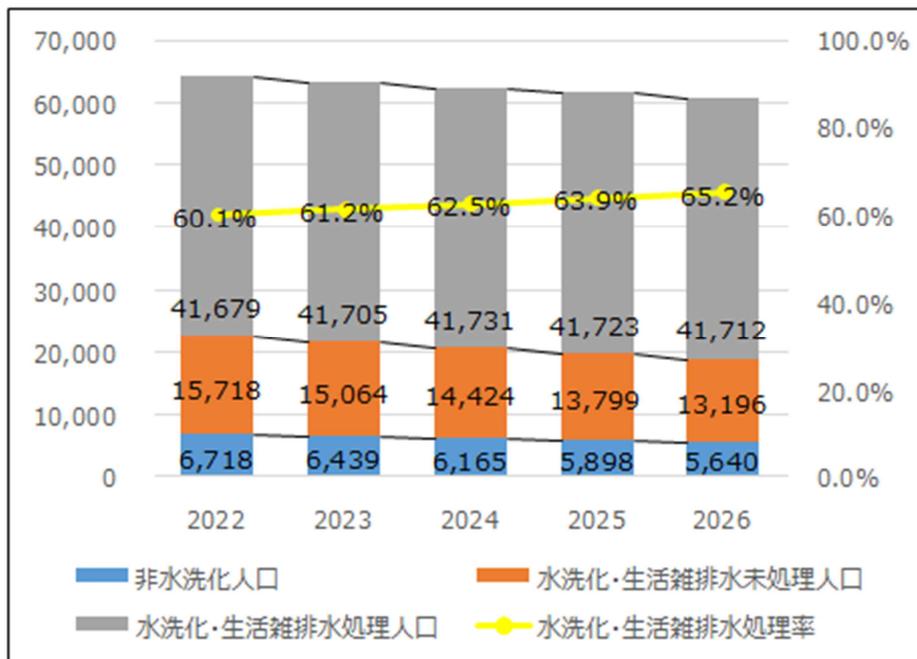
処理形態別人口の予測は、表4-4-1に示すとおりです。

表4-4-1 処理形態別人口の予測

(単位：人)

区分	年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027
1. 計画処理区域内人口 (年度末推計)		69,397	68,135	66,725	65,316	63,949	62,583
(1) 水洗化・生活雑排水処理人口		41,679	41,705	41,731	41,723	41,712	41,681
水洗化・生活雑排水処理率 (※)		60.1%	61.2%	62.5%	63.9%	65.2%	66.6%
①公共下水道		14,773	14,853	14,950	15,035	15,120	15,202
②合併処理浄化槽		26,337	26,282	26,205	26,109	26,012	25,895
③農業・漁業集落排水施設		569	570	576	579	580	584
④コミュニティ・プラント		0	0	0	0	0	0
(2) 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		15,718	15,064	14,424	13,799	13,196	12,606
(3) 非水洗化人口		6,718	6,439	6,165	5,898	5,640	5,388
①し尿収集人口		6,718	6,439	6,165	5,898	5,640	5,388
②自家処理人口		0	0	0	0	0	0
2. 計画処理区域外人口		0	0	0	0	0	0

※ 水洗化・生活雑排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口



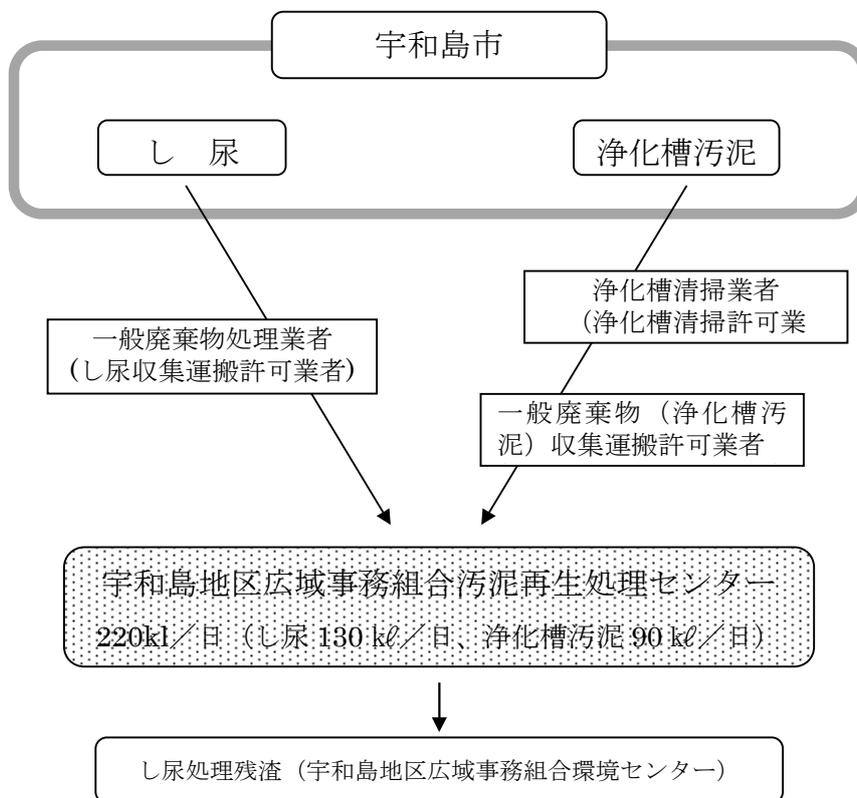
第5節 し尿処理の状況

1. し尿処理の流れ

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、図4-5-1に示すように、許可業者により収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、全量を広域汚泥再生処理センター（処理能力220kl/日）で処理しています。

処理過程で発生するし尿処理残渣は、広域環境センターで処理しています。

図4-5-1 し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ



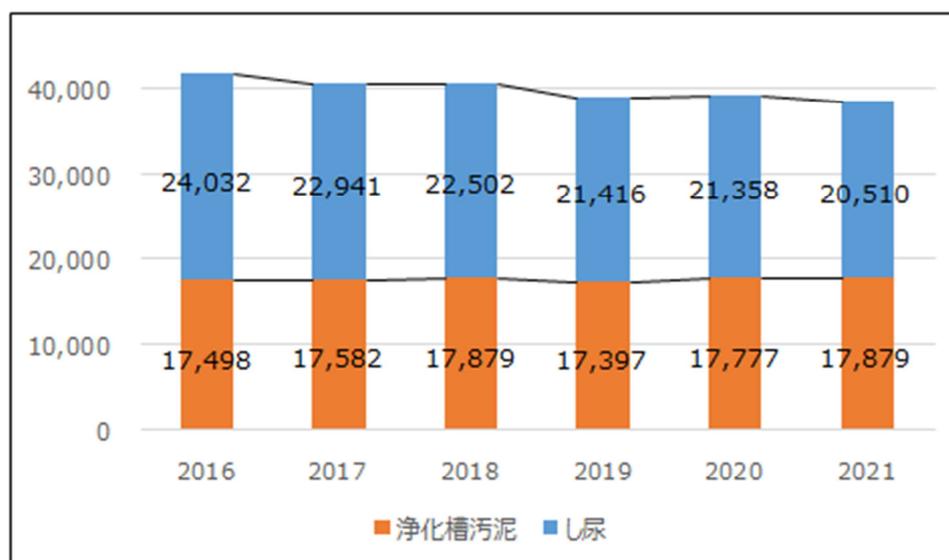
2. し尿及び浄化槽汚泥の収集量の実績

過去5年間における市全体のし尿及び浄化槽汚泥の収集量の実績は表4-5-1に示すとおりです。

し尿は減少傾向ですが、浄化槽汚泥はほぼ横ばいです。2021年度の実績では、合計38,389kl/年で、内訳は、し尿が20,510kl/年(53.4%)、浄化槽汚泥が17,879kl/年(46.6%)となっています。

表4-5-1 し尿及び浄化槽汚泥収集量 (単位:kl)

年度 区分	2016	2017	2018	2019	2020	2021
し尿	24,032	22,941	22,502	21,416	21,358	20,510
浄化槽汚泥	17,498	17,582	17,879	17,397	17,777	17,879
合計	41,530	40,523	40,381	38,813	39,135	38,389



3. 1人1日あたりの平均排出量

過去5年間におけるし尿及び浄化槽汚泥の1人1日平均排出量は、表4-5-2に示すとおりです。浄化槽汚泥は横ばいですが、し尿は若干の増加傾向がみられます。

表 4-5-2 し尿及び浄化槽汚泥の 1 人 1 日平均排出量 (単位: ℓ/人・日)

年度 区分	2016	2017	2018	2019	2020	2021
し尿	5.13	5.83	6.79	6.60	6.73	6.89
浄化槽汚泥	1.02	1.00	1.01	1.00	1.04	1.13
合計	6.15	6.83	7.80	7.60	7.77	8.03



4. し尿処理施設の概要

本市で収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、表 4-5-3 に示す施設で処理されています。

表 4-5-3 し尿処理施設の概要

施設名称	宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センター
所在地	宇和島市坂下津乙 69 番地 1
工期	工期：2012～2015 年度 / 竣工：2015 年 7 月
敷地面積	約 6,500 m ²
処理能力	220 kl/日 (し尿 130 kl/日、浄化槽汚泥 90 kl/日)
処理方式	高負荷膜分離処理方式+高度処理

5. し尿処理の課題

搬入量の実績を見ると、し尿量は減少傾向、浄化槽汚泥量は増加傾向にあります。今後は人口の減少とともに全体搬入量は減少していきませんが、合併浄化槽の普及とともに浄化槽汚泥の増加が見込まれます。

本市では、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽を使用している人口が全体の約32%を占めており、これらの世帯から発生する生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されていることが水質汚濁の主な要因となっています。

そこで、水質浄化や河川環境の保全を図るため、下水道及び漁業集落排水処理施設の整備地域においては、接続を促進し、整備地域外については、合併処理浄化槽の設置または単独処理浄化槽からの転換を促進することにより、生活排水対策を強く推進していく必要があります。

第6節 し尿・浄化槽汚泥処理計画

1. 収集・運搬計画

本市全域を計画収集区域とし、計画収集区域で発生するし尿・浄化槽汚泥を収集・運搬の対象とします。収集・運搬は、現状のとおり許可業者が行うものとします。

下水道及び浄化槽の普及により排出集積量は年々減少傾向にあり、既存の廃棄物処理法第7条許可業者の車両台数により支障なく収集できており、増車を行えば既存業者の経営基盤を損なう恐れがあります。

また、区域を指定して収集困難地域の安定収集を行っており、区域変更を行うと結果的に需要供給の不均衡が発生し、市民が不利益を受ける等の混乱が懸念されます。

以上のことから、本計画期間中の許可車両の増車は行わないこととします。

なお、公共下水道事業、漁業・農業集落排水事業等の整備の進捗状況や収集量の変動に伴い、必要に応じて収集・運搬方法の見直しを図るものとします。

2. 中間処理計画

広域汚泥再生処理センター（処理能力220kl/日）において、適正な処理を行うものとします。

3. 最終処分計画

し尿処理施設から生じるし尿処理残渣は、広域環境センターで処理するものとします。

4. 島しょ部におけるし尿・浄化槽汚泥処理計画

(1) し尿

一般廃棄物処理業者（し尿収集運搬許可業者）によって収集し、中間貯留槽に貯留します。中間貯留槽からは一般廃棄物収集運搬船にて

収集し、一般廃棄物処理業者により広域汚泥再生処理センターに運搬します。

竹ヶ島は漁業集落排水施設で処理し、汚泥は脱水し広域汚泥再生処理センターに運搬します。

(2) 浄化槽汚泥

浄化槽清掃業者（浄化槽清掃許可業者）が、浄化槽の清掃をしたときは、一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬許可業者が収集し、中間貯留槽に貯留します。

中間貯留槽からは原則として、2月に3回、一般廃棄物収集運搬船で収集運搬し、一般廃棄物処理業者により広域汚泥再生処理センターに運搬します。

以上、島しょ部におけるし尿及び浄化槽汚泥処理の流れについては、図4-6-1に示すとおりです。

ただし、日振島・戸島地域における浄化槽汚泥の清掃及び処理については、廃掃法第7条第11項の規定に基づき、下記のとおり定めます。

日振島及び戸島地区における浄化槽の清掃及び汚泥の処理については、中間貯留槽が慢性的に満杯状態となっているため、一般廃棄物収集運搬船の収集計画と綿密に連携し、計画的・安定的に収集することとします。

新たな許可車両の増車を行うと、収集運搬量に不必要な一時的増大が生じて、中間貯留槽の容量を超過する恐れがあります。また、地理的条件から、需要供給のバランスが崩れると市内と島しょ部との間で浄化槽設置者の経費不均衡が生じる恐れがあることから、浄化槽清掃業者及び一般廃棄物収集運搬業者を限定します。

図4-6-1 島しょ部におけるし尿及び浄化槽汚泥処理の流れ

